

2022年(令和4年)度 研究報告書

オーストラリアの
児童福祉制度視察報告書

研究代表者 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)
共同研究者 田中 恵子 (子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹 情報研修センター

(虐待・思春期問題情報研修センター)

2022 年(令和 4 年)度 研究報告書

オーストラリアの
児童福祉制度視察報告書

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹 情報研修センター

(虐待・思春期問題情報研修センター)

目 次

はじめに	1
第1部 オーストラリアの児童家庭福祉の概況	5
I. オーストラリアの概況と歴史	5
1. オーストラリアの概況	5
2. オーストラリアの歴史	7
II. 子ども家庭福祉に関する法制度と組織	9
1. 基盤となる法律・規則と主なガイドライン	9
2. 子ども家庭福祉の組織体制	10
III. 児童虐待の現状と児童保護の実際	15
1. 児童保護の主要原則について	15
2. 通告	15
3. 通告の受理の決定過程：トリアージ	18
4. 児童保護対象児童について	20
5. 被害に関する調査と被害認定	20
6. 裁判所の命令（ケア・保護命令）	23
7. 家庭外ケア	25
8. 虐待による死亡事例	26
9. 児童保護における多職種役割：看護職（ヘルスワーカー）の場合	26
IV. 子ども虐待防止における今日的課題	28
1. 予防的支援の強化	28
2. ポピュレーションアプローチ	28
3. ファミリープリザベーション：重症化を防ぎ、家庭外ケアに至らないためのハイリスクアプローチ	29
4. 家庭外ケアにおける里親変更に伴うリスクへの対応	30
V. 子どもの権利擁護	30
1. 子どもの権利条約	30
2. 子ども若者アドボケイト法とユース提言委員会	31
3. 民間団体による権利擁護の推進	31
4. 家庭外ケアを受けている子どものケアに関する品質管理	32
VI. 情報共有システム：チャイルドストーリーについて	33
1. 情報共有システムが必要となった背景	33
2. 情報交換のための法的根拠	33

3. 情報共有システム「ChildStory」について	34
4. 日本の情報共有システム	35
第2部 実践報告	36
I. 子どもの権利擁護（アドボケイト）の実践	36
1. 公的レベルと民間レベルでの2層展開	36
2. ユース提言委員会（YAC）と近年の提言について	36
3. クリエイトの活動理念と実践	38
4. つながることが難しい子どもとの関係を構築すること	40
II. 地域支援を目的とした施設の多機能化	41
1. The Infants' Home の実践	41
2. Uniting の実践	43
III. フォスタリング機関の実践	49
1. Uniting の実践	49
2. エスエスアイ（Settlement Services International (SSI)）の実践	50
IV. 里親変更時（移行期）の治療的支援—里親変更を繰り返す子どもの支援—	53
1. OurSPACE について	53
2. OurSPACE を活用した事例 ～Journey・ハリーの物語～	55
第3部 アンドリュー・ターネル氏との対話	59
1. アイリーン・ムンロー著「子ども虐待、保護から早期支援への転換」について	59
2. サインズオブセイフティの始まり	59
3. 先住民における児童保護の現状とサインズの成果	60
4. ノーザン・テリトリーでのサインズの成果	60
5. 成果を上げた理由	61
6. 子どもと家族の暮らしに関わること	62
7. 日本のコンテクストを踏まえたサインズの展開	62
8. 日本の状況へのコメント	62
9. 日本から学ぶこと	63
10. 都市化の中の先住民	63
11. ターネル氏の今後のビジョン	64
資料	65
・参考文献/資料	65
・TECA	68

はじめに

平成 29（2017）年度より子どもの虹情報研修センター（以下、虹センター）は資生堂子ども財団（以下、財団）と提携し、財団が行う海外派遣研修の計画立案に協力するとともに、視察に同行し情報を整理分析し、報告書としてまとめている。

令和 4（2022）年度は、先住民の人権擁護や集中的な家族支援を重視し子どものパーマネンシーの保障に力を入れているオーストラリア（ニューサウスウェールズ州シドニー）に視察が行われた。

研修講師には Andrew Turnell 氏（サインズ・オブ・セーフティ開発者）を招き、視察先は NSW 州コミュニティ・司法省、NSW 州チルドレンズガーディアンオフィス、NSW 州子ども若者アドボケイトオフィス、NSW 州児童福祉機関協会、家庭外ケア当事者のアドボカシー推進機関、福祉サービス提供機関（在宅支援、家庭外ケア、10 代のホームレス支援等サービス）、子どもと家庭への治療的支援機関、乳幼児教育・保育・早期介入等サービス施設、先住民当事者権利擁護団体、児童虐待予防・教育サービス機関であった（表 1 参照）。

視察で得た情報を中心に、視察後インターネットや書籍等を通じて、オーストラリアの児童虐待対応と子どもと家族へのサービスについて、法律と制度、主要な対応機関と対応プロセス、関連機関間の連携と情報共有の仕組み、児童保護の現状（統計）に関する情報を収集し、整理した。

末筆となるが、財団とこのような協働ができたことに心より感謝を申し上げる。本報告書は、財団が発行した報告書（「2022 年度第 47 回資生堂児童福祉海外研修報告書：オーストラリア研修」）とは別に、新たに収集した情報も加えて虹センターとして独自にまとめたものである。

第 1 部は、総論として、オーストラリアの概況と歴史、子ども家庭福祉に関する法制度と対応機関、児童虐待の現状と児童保護の実際、子ども虐待防止における今日的課題、子どもの権利擁護、情報共有システム（チャイルドストーリー）について報告している。

第 2 部は、実践編として、次の 4 つのテーマで、視察先の実践を紹介した。ひとつは、官民両方のレベルで展開している子どもの権利擁護（アドボケイト）の実践、2 つ目が、家庭外ケアに移行しないよう予防的な支援を地域で展開する取り組みで、かつて入所型であった施設の多機能化によって実現している実践である。3 つ目が、多民族が暮らすオーストラリアの特性を踏まえた、子どもの民族性や文化に配慮したフォスタリングの実践、最後が、里親変更を繰り返す子どもの移行期の傷つきを予防し、連続性を保障する治療的支援の実践である。以上は、日本においても課題となっているテーマであり、参考に資するものとする。

第 3 部は、今回の視察の特別企画の講師である、Andrew Turnell 氏との対話を掲載している。サインズオブセーフティが誕生した背景、それによる効果について、実践する組織や地域性などのコンテキストの上に成り立つことなど、示唆に富んだ内容となっている。

この報告書は、特に第 2 部の実践報告においては、視察研修に参加した団員が作成した原稿を基に加筆を加え、重点テーマ別に再編集をしたものである。表 2 が研修団のメンバー（氏名と研修当時の所属）の一覧である。メンバー各位の、視察中およびその後の研鑽と探求心、報告書作成までの地道な努力に心からの敬意を表し、感謝をお伝えする。

研究代表者：増沢 高（子どもの虹情報研修センター）

表 1. 視察先一覧

#	カテゴリー	視察先、場所、講師
1	【行政機関】 子どもの福祉と保護 に関する州政府機関	Department of Communities and Justice, NSW Government (DCJ) NSW 州コミュニティ・司法省 講義日時：2022 年 11 月 21 日 11:30-12:30 視察場所：10 Darcy St, Parramatta NSW 2150 講師：Natalina Cheatham (クラスター間コーディネーター総務マネージャー) Rebecca Magoffin (DCJ 戦略方針/コミッショニングマネージャー) Elaine Thompson (上級プラクティショナーオフィスディレクター) Alison Scott (ChildStory アシスタントエグゼクティブオフィサー) Colleen Johns (ChildStory 上級プロジェクトオフィサー) Nicole Pisano (ChildStory マネージャー)
2	【公的機関】 家庭外ケアに関する 政府から独立した法 定機関	NSW Office of the Children's Guardian (OCG) NSW 州チルドレンズガーディアンオフィス 講義日時：2022 年 11 月 21 日 14:30-15:30 視察場所：10 Darcy St, Parramatta NSW 2150 (DCJ にて) 講師：Larissa Johnson (ディレクター、OOHC 担当) Nick Wilkinson (チャイルド・セーフ・スキーム担当) Skye Taylor (チャイルド・セーフ・トレーナー)
3	【公的機関】 子どもの人権擁護に 関わる法定機関	NSW Office of the Advocate for Children and Young People (ACYP) NSW 州子ども若者アドボケイトオフィス 講義日時：2022 年 11 月 21 日 13:30-14:30 視察場所：10 Darcy St, Parramatta NSW 2150 (DCJ にて) 講師：Una O'Neill (ディレクター) Shannon Longhurst (シニアポリシーアドバイザー)
4	【公的機関】 児童福祉組織の協議 会	Association of Children's Welfare Agencies (ACWA) 児童福祉機関協会 講義日時：2022 年 11 月 21 日 10:30-11:30 視察場所：10 Darcy St, Parramatta NSW 2150 (DCJ にて) 講師：Sharon Broady (エグゼクティブオフィサー)
5	【民間機関】 家庭外ケア当事者の アドボカシー機関	CREATE Foundation クリエイト 講義日時：2022 年 11 月 22 日 10:00-12:30 視察場所：80 George St, Parramatta NSW 2150 講師：Mohita Kapoor (NSW 州担当コーディネーター) Jackie (NSW 州担当コミュニティファシリテーター)
6	【民間機関】 地域子育て支援機関	The Infants' Home Child and Family Services インファント・ホーム チャイルド&ファミリーサービス 講義日時：2022 年 11 月 24 日 9:00-12:00 視察場所：17 Henry St, Ashfield NSW 2131 講師：Elizabeth Robinson (CEO) Ana-Luisa Franco (コミュニティラーニング・エンゲージ メントマネージャー) Nicole Liu (ソーシャルワーカー、家族サポート/ペアレン ティングプログラム担当)

7	<p>【民間機関】 地域子育て支援機 関・フォスタリング 機関</p>	<p>Uniting ユナイティング 講義日時：2022年11月23日14:30-17:00 視察場所：9 Blackwood Pl, Oatlands NSW 2117 講師：Linda Hunt (調査ユニットリーダー、ガバナンス・リスク・クオリティ 部門) Lisa Godwin (障がい部門リーダー) Rachael O'Sullivan (ウエスタンシドニー集中的家族維持プログラムリーダー) Michael Matthews (ユースサービスマネージャー) Sonia Baxter (州パーマネンシーサポートプログラムマネージャー) Kelly Denzel (ウエスタンシドニーパーマネンシーサポートプログラ ムマネージャー) Korrin Ireland (コーディネーター、家族とケアラーサポートマネー ジャー) Manell Daewoud (クオリティスペシャリスト)</p>
8	<p>【民間機関】 文化的多様性に配慮 した民間のフォスタ リング機関</p>	<p>Settlement Services International (SSI) エスエスアイ 講義日時：2022年11月22日14:30-17:00 視察場所：462 Chapel Rd, Bankstown NSW 2200 講師：Kathy Karatasas (ディレクター、MCFP トップ) Ghassan Noujaim (フォスターケア上級運営マネージャー)</p>
9	<p>【民間機関】 トラウマを抱えた子 どもの治療機関 -OurSPACE</p>	<p>Australian Childhood Foundation (ACF) オーストラリア子ども財団 講義日時：2022年11月23日10:00-13:00 視察場所：2-8 Brookhollow Ave, Baulkham Hills NSW 2153 講師：Tayla Howard (チームリーダー) Stacey Dellow (チームリーダー) Aaron Piercy (セラピューティックスペシャリスト) Dayle Sumner (") Leo Wright (") Kamalini Fernando (") Ilya Moskalev (") Aneta Rudd (") Bree Parsons (") Belinda Fuller (")</p>
10	<p>【民間機関】 支援者・組織への支 援機関</p>	<p>Child Abuse Prevention Service (CAPS) キャップス 講義日時：2022年11月25日10:00-12:00 視察場所：580 George St, Sydney NSW 2000 講師：Hillary Milton (プログラムコーディネーター) Amanda Rochester (プログラムファシリテーター) Alison Jardine (プログラムアドミニスター) Sophie Wilson (コミュニケーション&プログラムオフィサー)</p>

11	<p>【民間機関】 先住民当事者団体</p>	<p>AbSec (NSW Child, Family and Community Peak Aboriginal Corporation) アブセック 講義日時：2022年11月24日 14:00-16:30 視察場所：21 Carrington Rd, Marrickville NSW 2204 講師：John Leha (CEO、プロジェクトマネジメント、組織サポート担当) Alira Tufui (オペレーションディレクター) Taliya Tuiono (シニアプロジェクトオフィサー) ジャー (地域マネジメントポリシー・里親プロジェクトマネージャー) ジョン (ソーシャルセクタートランスフォーメーションファウンドプロジェクトマネージャー、先住民コミュニティ支援組織サポート) イザベル (オンラインでの参加) Aunty Jan Wright (長老) Aunty Rita Wright (長老、『盗まれた世代』当事者)</p>
12	<p>【特別企画講師】 サインズオブセイフティ開発者</p> <p>特別企画としてオンラインで実施</p>	<p>テーマ 「サインズオブセイフティ」開発と実践のコンテキスト、進化と新たな展開 講義日時：2022年12月2日 7:45-9:45 (パース) ・8:45-10:45 (日本) 講義場所：西オーストラリア州パース 受講場所：研修団各自自宅または勤務先 講師：Andrew Turnell (Elia エクゼクティブディレクター、イノベーションとIT責任者)</p>

表 2. 2022 年度資生堂児童福祉海外研修研修団氏名 (2022 年研修当時)

氏名	施設名
橋本達昌(団長)	一陽
増沢 高(特別講師、研究代表者)	子どもの虹情報研修センター
石本 沙弓	高岡愛育園
倉成 祥子	神戸実業学院
岡村 悠里	大和育成園
神保 千裕	白百合ベビーホーム
杉山 亜佳音	サンライズ万世
有馬 光彦	横浜家庭学園
吉村 宣彦	大村椿の森学園
古屋 理恵	児童家庭支援センターオリーブ

第1部 オーストラリアの児童家庭福祉の概況

I. オーストラリアの概況と歴史

1. オーストラリアの概況

オーストラリアの人口（児童人口）、政体、GDP、国民負担率、および児童虐待の主要なリスクである子どもの貧困率などを表1-1に示す。参考までに右欄に日本の概況も記載する。

2021年7～9月に実施されたオーストラリアの国勢調査では、総人口が約2,500万人超であった。1971年国勢調査の総人口は1,200万人超だったため、50年間で約2倍に増加したことになる（図1-1）。中央年齢は38歳で、世代構成では、ベビーブーム世代（55～74歳）とミレニアル世代（25～39歳）が最も多く、それぞれ21.5%、次いでX世代（40～54歳）が19.3%、Z世代（10～24歳）が18.2%だった。世帯別の家族構成は、全人口の70.5%が家族世帯、25.6%が単身世帯、3.9%が婚姻関係などのないグループ世帯だった（以上2022年オーストラリア統計局）。

人口増加の背景に、子どもも含めた移民が多いこと、および減少傾向にあるものの高い水準で推移してきた出生率の高さがある。なお婚外の子どもの2000年以降増えており、全体の4割程度を占めている。なお総人口の3.2%にあたる先住民（大陸の先住民とトレス海峡諸島民）の出生率は2.34であった。

表1-1. オーストラリアの概況

	オーストラリア	日本
人口 （児童人口）	2,566万人（564万）（2020.07.30） Australian Bureau of Statistics	1億2,615万（1,836万） （2020.10.01）総務省統計局
首都と人口	キャンベラ 45万（2021） Australian Bureau of Statistics	東京 1,327万（2022） 東京都
政体	立憲君主制・連邦制	立憲君主制
GDP（総合）（2021）	1兆6352億ドル（191か国中12位）	4兆9325億ドル（第3位）
GDP（1人）（2021）	63,529ドル	39,340ドル
国民負担率 財務省 （2019）	37.9%	44.4%
出生率OECD（2020）	1.7	1.4
貧困率（児童貧困率） OECD（2018）	1.26（1.33）（2020）	1.57（1.40）（2018）



図1-1. オーストラリアの人口の推移 (1950~2020年)

出典: United Nations- World population prospects

オーストラリアは特別区を除いて以下の6州と1つの準州に分かれる(表1-2)。今回の報告は、ニューサウスウェールズ州(以下、NSW州)の取組みを中心にまとめているが、NSW州は、オーストラリア第1都市であるシドニーを有する州で、都市化が進んでいる州である。

シドニーにはNSW州の多くの行政機関が集まっていたが、都市機能の分散を図るために、教育や福祉など対人業務に関する行政機関は、シドニーの北西約30キロにあるパラマタ市に移転している。

表1-2. 州名、州都および州の人口

州名	人口	州都
オーストラリア首都特別区 (ACT)	45.3万	キャンベラ
ニューサウスウェールズ州 (NSW)	809.5万	シドニー
ビクトリア州 (VIC)	656.0万	メルボルン
クイーンズランド州 (QLD)	526.5万	ブリスベン
南オーストラリア州 (SA)	180万	アデレード
西オーストラリア州 (WA)	276.2万	パース
タスマニア州 (TAS)	57.0万	ホバート
北部準州 (NT)	24.9万	ダーウィン

2. オーストラリアの歴史

オーストラリアには、先住民が約6万年前から暮らし、オーストラリア全土で狩猟、採取など自然からの恵みを糧とする、独自の世界観（ドリームタイム）を基盤とした生活を営んでいた。1770年4月、キャプテン・クックが、シドニー湾岸近くに上陸し、この上陸地をボタニー湾と命名し、英国領有宣言を行った。1788年1月には、英国軍人で後にNSW州の初代総督になったアーサー・フィリップがボタニー湾に到着し、植民地を建設した。これが植民地化の始まりである。

植民地化の目的は、資源獲得や囚人対策である。この後の約80年間でイギリスから約16万人の囚人がオーストラリア大陸に渡ったとされている。ただ一般の植民者は囚人よりもはるかに多く、羊毛産業と19世紀半ばのゴールドラッシュで、労働者として集められた者が多数含まれる。労働者は、白人ばかりでなく、アジアの各地から集められ、中には強制的に連れて来られ、奴隷として働かされた者もいた。

植民地化は、先住民の征服・迫害が伴うものだった。多くの先住民の人々が入植者によって持ちこまれた免疫の無い病気に晒され、スポーツハンティングの延長として先住民を殺害したケースもあったという。タスマニアでは拉致確保した先住民以外は殲滅されたともいわれている。

こうした背景には、イギリス文化を基調とするオーストラリアの白豪主義がある。白人以外は差別的に扱われ、虐げられた。白豪主義は、先住民の子どもを親元から引き離し、寄宿舎や白人家庭で養育するという強制分離政策につながった。先住民の子どもも白人の「進んだ文化」のもとで育てられるべきという一方的な考え方に基づくもので、政府や教会が主導して行った。この施策は1910年頃から1970年代にかけて行われ、子どものおよそ1割が連れ去られ、結果として彼らから先住民としてのアイデンティティを喪失させた。こうした世代の人々を「盗まれた世代」（Stolen Generation）と呼んでいる。「盗まれた世代」については、1995年、強制分離政策に対する社会的認知と理解がないことが当事者の回復の妨げになっているとする先住民コミュニティによる働きかけによって、政府が「大陸の先住民とトレス海峡諸島民の子どもの家族からの分離に関する全国調査」を人権・機会均等委員会に依頼した。調査開始から2年後の1997年に最終報告書「家に帰そう」（Bring Them Home）が連邦議会に提出されると、その後2001年までに全州・準州が、2008年に連邦政府としてラッド首相が「盗まれた世代」の人々に対して謝罪を行った。

第二次大戦後、労働党が人口2,500万人を目標にした大量移民計画を発表した。この一環で、イギリスからも戦争孤児やシングルマザーの子どもなど、推計13万人（1920～1970年代）に上る児童移民が、主にオーストラリアに送られ、多くは低賃金労働者として利用された。中には暴力や性被害を受ける子どももあった。この事実は長い間両国民の間で知られることなく経過した。

1973年にイギリスがECに加盟し、ヨーロッパ諸国とのつながりが強くなった一方で、イギリスとオーストラリアを含むイギリス連邦加盟諸国のつながりは薄れていく。これによってイギリスを中心においたオーストラリアの外交政策は大きな転換点を迎えた。日本も含むアジアとの経済的、政治的交流が進み、アジアの国としての存在感が増していく（アジア化）。

移民政策も大きく転換し、1973年の「移民法」「オーストラリア市民憲法」の改正、1975年の「人種差別禁止法」制定によって、公共の場での差別的な発言や危害を加える行為、移住手続きや国内での生活・教育・雇用に関する一切の人種差別を禁止した。ベトナム戦争後、ベトナム難民を数多く受け入れるなど、積極的にアジアからの移民を受け入れるようになり、多文化主義（multiculturalism）を国策として掲げるようになった。

先述した児童移民については、1988年にイギリスの社会福祉士マーガレット・ハンフリーズ氏がこの事実を知り、成人している移民児童の実親探しに取り組むこととなる。氏はこの事実を著書「からのゆりかご」（1994年）として発刊した（2010年に『オレンジと太陽』として映画化された）。オーストラリアへの児童移民は、オーストラリア連邦政府とイギリス政府の協力のもとに行われ、児童福祉団体や教会組織が関与していた事実は大きなスキャンダルとなった。その後、2009年にオーストラリアのラッド首相が、2010年にイギリスのブラウン首相が、国民を代表して児童移民たちに謝罪した。

2009年にラッド首相が児童移民に対して謝罪を行った時、同時に「忘れられたオーストラリア人」（Forgotten Australians）への謝罪も行われている。「忘れられたオーストラリア人」とは、20世紀にオーストラリアで生まれ、貧困や虐待、養育者がいないなどの理由で家庭外ケア（Out-of-home care）のもとで育った人々で、40万人いるとされる。先住民の子どもだけではなく、人種に関係なく多くのシングルマザーの子どもが強制的に隔離され、養子にされたり、施設に送られたりして低賃金労働や様々な虐待の被害にあっていた事実もある。「忘れられたオーストラリア人」については、2009年のラッド首相の謝罪後、2012年までに全州が当事者に謝罪をした。

現在、オーストラリアは200を超える民族が暮らす多民族国家となっている。人種構成では白人系が9割以上を占め、アジア系が7%、先住民が3%である。2021年7～9月に実施された国勢調査によると、総人口に占める移民の背景を持つ者の割合が5割を超え（51.5%）、両親がいずれもオーストラリア出身かつオーストラリアで生まれた者（48.5%）の割合を上回った。かつては白人系の移民が多かったが、2000年以降現在はアジア系移民が増加し、移民の半数近くをアジア系が占める状況となっている。

制度的な人種差別はなくなったが、白豪主義的な人種差別意識は未だ少なからず残っているという。年々増加するアジア系移民に対して反感を持つ風潮もみられ、例えば「カレー臭い」などという差別的な偏見から、白人青少年たちがインド人を襲撃する事件（Curry Bashingと呼ばれる）が繰り返してきており、社会問題となっている。

II. 子ども家庭福祉に関する法制度と組織

1. 基盤となる法律・規則と主なガイドライン

(1) 子ども若者（ケアと保護）法

NSW州における児童虐待防止施策の中心となる法律は子ども若者（ケアと保護）法1998年第157番（Children and Young Persons（Care and Protection）Act 1998 No 157）である。NSW州では、子ども（Children）は0～15歳を指し、16～17歳を若者（Young Persons）と呼ぶ。子どもは、自分の家や地域で、安全に、暴力や虐待を受けずに暮らす権利を持っている。オーストラリアでは子どもの虐待とネグレクトは犯罪とみなすが、解決し難い重大問題であり続けている。

児童虐待は以下の4つに分類される。

- ①ネグレクト - 親や養育者が、子どもの成長や発達に必要な食事、衣類、安全な場所、医療や歯科ケア、十分な見守り、しつけ、ケアなどを継続的に与えていないこと。
- ②性的虐待 - 大人に限らず子どもも含む他者が、子どもからの権威や信用を利用して、性的行為を行うこと。しばしば、子どもはお小遣いを与えられ、あるいは身体的・心理的に脅されて行為をさせられる。性的虐待は犯罪である。
- ③身体的虐待 - 親、養育者、その他の者からの子どもに対する事故でない負傷あるいは負傷のパターンをいう。それは極度な訓練、激しい殴打や揺さぶり、タバコの火傷、絞殺の試み、女性性器切除などによる障がいに限らない。あざ、裂傷、ムチでたたく、火傷、骨折、脱臼なども含む。子どもに対して理由なく身体的な力を加えることはNSW州では犯罪である。例えば、頭や首を叩くこと、訓練や罰を与えるために杖やベルト、その他のものを使用することは犯罪とみなされる場合がある。
- ④心理的虐待または精神的な害 - 親や養育者の言動がもたらす深刻な心理的害は、信頼感、自尊心にダメージを与え、その結果、深刻な情緒障がいや心理的トラウマをもたらす。

(2) 児童青少年に関する他の法律

- ・養子縁組法 2000（Adoption Act 2000）
- ・子ども若者アドボケイト法 2014（Advocate for Children and Young People Act 2014）
- ・養育者（承認）法 2010（Carers（Recognition）Act 2010）
- ・児童保護（国際的措置）法 2006（Child Protection（International Measures）Act 2006）（移民の子どもなどの児童保護に関する国際間協力に関する法律）
- ・児童保護（子ども支援）法 2012（Child Protection（Working with Children）Act 2012）（子どもに関わる仕事への従事者に関する法律）
- ・コミュニティ・サービス（苦情、レビュー、モニタリング）法 1993（Community Services（Complaints, Reviews and Monitoring）Act 1993）

(3) 規則

- ・養子縁組規則 2015（Adoption Regulation 2015）

- ・ 児童保護（子ども支援）規則 2013（Child Protection（Working with Children）Regulation 2013）
- ・ 子ども若者（ケアと保護）（児童雇用）規則 2015（Children and Young Persons（Care and Protection）（Child Employment）Regulation 2015）
- ・ 子ども若者（ケアと保護）規則 2012（Children and Young Persons（Care and Protection）Regulation 2012）
- ・ 子ども若者（貯金と移行時期）規則 2000（Children and Young Persons（Savings and Transitional）Regulation 2000）

（４）主要なガイドライン

- ・ 子どものウェルビーイングと児童保護 - 機関協働ガイドライン 2011（Child Wellbeing and Child Protection – NSW Interagency Guidelines 2011）

2. 子ども家庭福祉の組織体制

（１）NSW州コミュニティ・司法省（New South Wales, Department of Communities and Justice(以下、DCJ))について

児童家庭福祉に関する様々な行政を行うところがNSW州コミュニティ・司法省（Department of Communities and Justice, New South Wales Gov.(以下、DCJ)）である。DCJは、人々の安全で安心できる暮らしを保障するための省で、以下の7つの役割を担っている（図2-1）。

- ・ より安全なコミュニティ作り
- ・ 効果的で合理的な司法システムの拡充
- ・ 再犯防止
- ・ 災害・危機対応
- ・ 多様性を包摂する地域（共生社会）作り
- ・ 子どもと家族の幸せを守る
- ・ 安全かつ入手可能な家の取得の実現

7つの役割を果たすために、以下の7つの部門がある。

- ・ 児童保護とパーマネンシー
- ・ 総務
- ・ 更生保護（刑務所も含む）
- ・ 裁判所
- ・ ハウジング
- ・ 法制度
- ・ 政策設定

安全で安心できる暮らしを目的として、司法、福祉、災害対策部門が統合されて1つの省になっているという世界的に見ても特徴的な行政組織と言えよう。

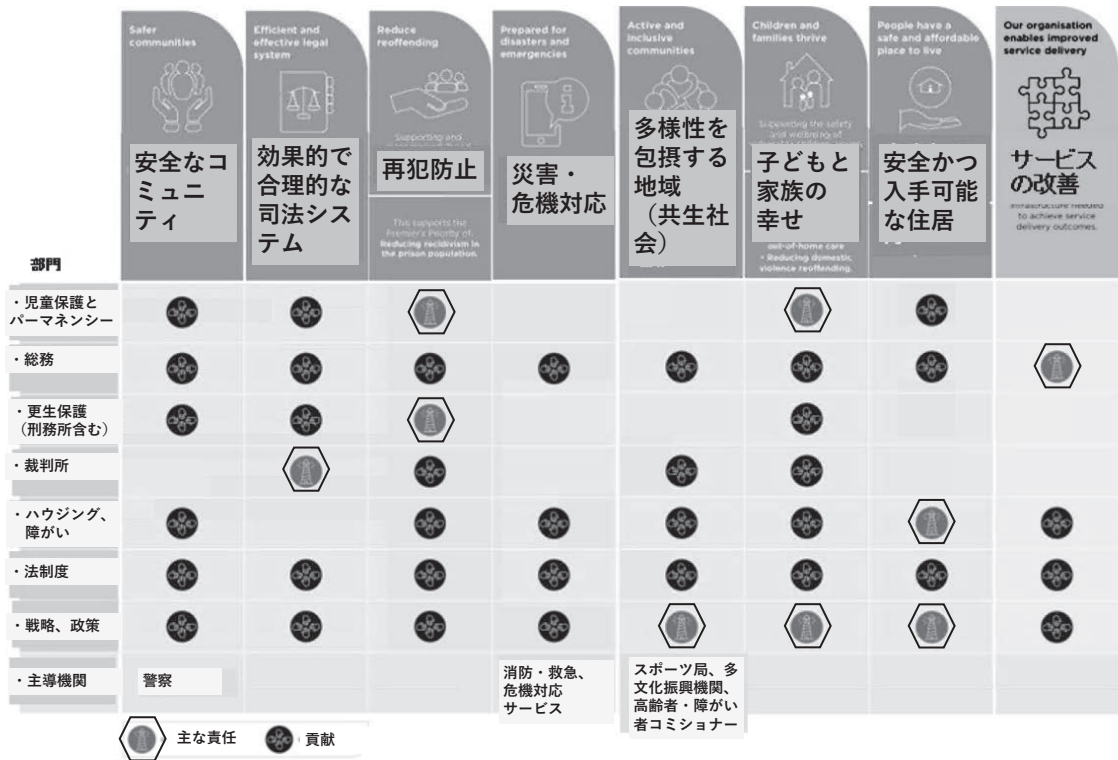


図2-1. DCJの部門と役割

出典：Department of Communities and Justice. Strategic Direction 2020-2024.

NSW州の行政区は計16区に分かれるが、DCJはいくつかの区を統合し、7つのエリア（クラスター）に分けて展開している（表2-1、図2-2）。本部は、Western Sydney（地図の⑦）のパラマタにある。以前はほとんどの省がシドニー中心部にあったが、地域分散化とDCJの目的を果たすためにはより住民に近いところにあるべきとの考え方から、2021年シドニー郊外の住民が多く暮らすパラマタに移転した。

表2-1. NSWにある7つのクラスター

No	各クラスターにある区名
①	Hunter Central Coast
②	Illawarra Shoalhaven Southern NSW
③	Murrumbidgee Far West Western NSW
④	Northern NSW Mid North Coast New England
⑤	South Western Sydney
⑥	Sydney South Eastern Sydney

	Northern Sydney
⑦	Western Sydney Nepean Blue Mountains

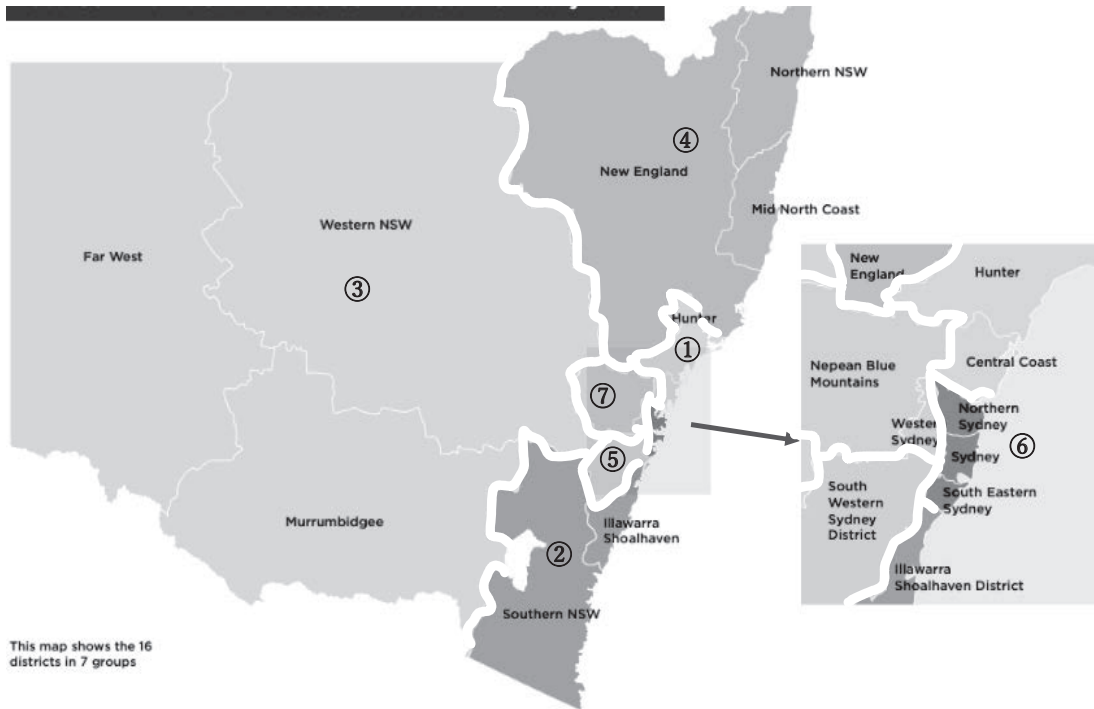


図 2-2. NSW の 16 区と 7 つのクラスター

(2) 児童保護機関 (Community Services; CS) について

NSW州において児童虐待の相談対応を行う中心機関は児童保護機関 (Community Services : 以下、CS) である。CSは、DCJの児童保護とパーマネンシー部門に属する行政機関であり、日本の児童相談所にあたる。CSの主な役割は以下のとおりである。

- ・児童虐待通告の受理、調査、介入
- ・ケースマネジメント
- ・家庭外ケアの提供
- ・予防サービスの提供
- ・二次予防 (リスクのあるケースへの予防的支援) サービスの提供
- ・ハイリスクケースへの集中的家族支援サービスの提供

表2-2. 各クラスターのCS設置数

No	各クラスターにある区名	CS数
①	Hunter Central Coast	8カ所
②	Illawarra Shoalhaven Southern NSW	10カ所

③	Murrumbidgee Far West Western NSW	24カ所
④	Northern NSW Mid North Coast New England	15カ所
⑤	South Western Sydney	6カ所
⑥	Sydney South Eastern Sydney Northern Sydney	8カ所
⑦	Western Sydney Nepean Blue Mountains	9カ所
	合計	80カ所

CSは各クラスターをさらにいくつかの管轄エリアに分けて実務を行う。7つのクラスターに所属する区名とそこに設置されているCSの設置数を表2-2に示す。各所には1人のディレクター（所長）が配置されている。

NSW州の人口が約809.5万人であることを踏まえると、1つのCSの管轄エリア人口の平均は約10万1千人となる。日本には、児童相談所が215カ所（2018年4月1日現在）あり、全人口12,678万人を踏まえると、1カ所あたりの平均管轄人口は約59万人である。両国の間で、児童相談所とCSが管轄するエリアの対象人口には大きな開きがある。

オーストラリアでは原住民居住区への対応や、国土の大きさなども考慮に入れる必要があるため簡単に比較することはできないが、日本に比べて身近に設置されていることがうかがわれる。

（3）児童保護に携わるケースワーカー

NSW州内のCSに従事するケースワーカーは、2022年9月現在で、1,729人である（NSW Department of Communities and Justice, Caseworker Dashboard September 2022 Quarter, Services for Children and Young People Dashboard）。人口約5千人弱に1人の配置となっている。日本の児童福祉司数は5,168人（2021年度 厚生労働省資料）で、人口約2万4千人に1人の配置であり、近年日本の児童福祉司の増員が図られているが、まだ5倍近くの開きがある。

ケースワーカーは業務内容や対象によって4つの種類に分かれる（表2-3）。通告や相談をトリアージ（受理するか否かの評価）するヘルプライン・ケースワーカー、受理されたケースの支援と保護を行う児童保護ケースワーカー、より重篤なケースに対して司法、警察、保健などと協働して支援を行う児童保護協働プログラム・ケースワーカー、および先住民に対応するアボリジナル・ケースワーカーの4種である。アボリジナル・ケースワーカーは、先住民の暮らし、言語、文化を理解していることが条件であり、先住民と同じ民族、あるいは先住民とのかかわりの深い者が担っている。こうしたワーカーの存在は、ニュージーランドのマオリに対応するワーカーと同様に、オセアニア地域の大きな特徴であり、多様性を踏まえたソーシャルワークの世界的展開をリードするものである。重篤なケースほど、多分野協働が必須となるが、協働を目的としたソーシャルワークを1つの重要な役割として位置づ

けているのが、司法と福祉が統合されたDCJ組織と並んで、NSW州の特徴の1つと言えよう。
 なお、ケースワーカーの資格制度はなく、大学で社会福祉学、心理学、教育学などを学んだ者であれば、ケースワーカーとして従事することができる。

表2-3. ケースワーカーの種類

<p>Helpline Caseworker ヘルプライン・ケースワーカー</p>	<p>相談や通告を最初に受ける。専門家やコミュニティのメンバーと直接連絡をとり、懸念を聞き、法定の児童保護対応を必要としているかどうかを判断するために必要な情報を収集する。CSが受理して、児童保護対応を行うか否かのトリアージを担うワーカーである。</p>
<p>Child Protection Caseworker 児童保護ケースワーカー</p>	<p>子どもの安全を守り、子どもが能力を発揮できるように支援する。子どもと親、拡大家族と協力して、強みとニーズを評価し、家族の社会面、心理面、健康面における状況、教育的成果を改善し、子どもや若者の安全のために必要な変化を生み出す支援をする。家族と協力し、文化を大事にし、子どもの生涯にわたるつながりを築く。</p>
<p>JCPRP Caseworker 児童保護協働プログラム・ ケースワーカー</p>	<p>JCPRP (Joint Child Protection Response Program) は、DCJ、NSW州警察、NSW州保健省による専門家プログラム。性的虐待、深刻な身体的虐待、重度のネグレクトを経験したと考えられる子どもや若者に、安全、刑事司法、健康を包括的に調整して提供する。JCPRPケースワーカーは、警察や保健と協力して安全とリスクの全体的な評価を実施し、家族と直接協力してリスクを軽減し、子どもが安全に家で過ごせるようサポートする。</p>
<p>Aboriginal Caseworker アボリジナル・ケースワーカー</p>	<p>大陸の先住民またはトレス海峡諸島民としてのアイデンティティがあり、2年以上、先住民の子ども若者家族支援に従事した経験がある人を募り、先住民のケース対応を行う。</p>

Ⅲ. 児童虐待の現状と児童保護の実際

1. 児童保護の主要原則について

児童保護介入の中心はCSとなるが、子どもに関わるあらゆる機関の専門職等が担う責務となる。NSW州では、「子どものウェルビーイングと児童保護 - 機関協働ガイドライン (2011)」の中で、児童保護を行う際の基本原理が示されている、関係機関・職種は、この原則に則って、必要な役割（通告、情報提供・共有、支援等）を担うこととなる。

表1-1. 児童保護の主要原則

<ol style="list-style-type: none">1. 子どもの保護は、政府全体と地域社会の連帯責任である。2. 子どもの養育と支援に関する第一義的な責任は、家庭と地域社会にあり、政府は、必要な場合には、直接に、または資金提供された非政府部門を通じて、支援を提供する。3. 児童保護制度は、子どもまたは若者の安全、福祉、ウェルビーイングを最重要視し、子どもに焦点を当てるべきであるが、同時に、親を支援することが通常、子どもまたは若者の最善の利益になることを認識する。4. 子どもと家族のポジティブな結果は、家族の強みとニーズを認識した家族との関係構築によって達成される。5. 子どもの安全、愛着、ウェルビーイング、持続性は、児童保護の実践の指針となるべきである。6. 全ての先住民およびトレス海峡諸島民の子どもと若者が安全で、家族、コミュニティ、文化につながるよう、支援サービスを利用できるようにすべきである。7. 先住民およびトレス海峡諸島民は、可能な限り自己決定をもって、子どもおよび若者のケアおよび保護に関する意思決定に参加すべきであり、そのために地域社会の権限を強くするための措置を講じるべきである。8. 評価と介入は、エビデンスに基づいたものであり、監視、評価されるべきものである。
--

2. 通告

子どものウェルビーイングが阻害され、「重大な危害」のリスク（Risk of Significant Harm : ROSH）が疑われる状況を見つけた者は通告する必要がある。特に、警察、病院、保健機関、福祉機関、学校（私立学校・幼稚園含む）、DCJの家族地域サービス機関、保育園、障がい者施設などに属する支援者には、0～15歳の子どもに対する児童虐待を発見した場合の通告義務が課せられている。

通告義務者は、「通告義務者ガイド (MRG)」に沿って通告をすることができる。「通告義務者ガイド」とは、子どもに関して重大な危害を懸念した場合、その判断を支援するために作成されたインターネットツールである。懸念される情報について記載するフォーマ

ットがあり、重大な危害が懸念されるか否かの判断結果が出るしくみになっている。ただし、このツールに頼ることなく自らの判断を優先して通告するよう呼び掛けている。通告義務違反者には罰金（最高8,000ドル）または禁錮刑（最高6ヵ月）、あるいはその両方が科せられる。

また通告義務機関に対しては、虐待やネグレクトについての可能性を示す身体的、行動的サインについて周知し確実に通告するよう研修などを行っている。こうしたサインについては一般向けにもDCJのホームページで示している（表2-1）。これらは必ずしも虐待やネグレクトを意味するものではない。子どもと若者の置かれた状況や家族の生活環境などのコンテキストを考慮する必要がある。

なお、重要な危険因子に「DVも含む家庭内の暴力の歴史」が挙げられているが、DVは子どもの身体的および心理的ウェルビーイング、また子どもの将来にも影響を与え得ることとして重視している。2010年、NSW州では重大な危害についての疑いの通告は2万件あったが、これらケースで最も多くみられた課題がDVであった。国の「女性と子どもへの暴力を減らすための計画 2010-2022」においてもDVの目撃は子どもへの危害と捉えられ、12年間かけて女性と子どもへの暴力を大幅に減らす目標が掲げられている（オーストラリア政府評議会, 2010）。

表2-1. 虐待やネグレクトの危険因子とサイン

重要な危険因子
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者・家族の物理的孤立。拡大家族につながれないことも含まれる ・以前にあった、きょうだいへの虐待やネグレクト ・DVを含む家庭内の暴力の歴史 ・自身あるいは子ども・若者へのケアの能力に影響する親や養育者の身体・精神疾患 ・自身あるいは子ども・若者へのケアの能力に影響する親や養育者のアルコールや薬物の使用
<p>下記は、必ずしも虐待やネグレクトがあることを意味しない。しかし子どもの状況や、年齢やその他の脆弱性、例えば障がいや慢性疾患なども考慮する必要がある。懸念がある場合は、CSに報告しなければならない。</p>
ネグレクトの可能性のある考慮すべきサイン
<p>—子ども・若者のサイン—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低体重や成長発達の遅れ ・痛み、おむつかぶれ、虫歯の未治療などの身体的問題 ・衛生状態が悪い。たとえば、子どもや若者がいつも汚れた状態にいる ・顔色と髪の質感が悪い ・子どもの年齢に応じた適切な監督がされていない ・生きるためにごみをあさる、または食べ物を盗む ・学校、公共の場所、他の家での長期滞在 ・大人の愛情を切望または無差別に求めている ・ロッキング、サッキング（何かをしゃぶる）、ヘッドバンギング ・出席率が低い <p>—親や養育者—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な食料、安全な場所、衣服、医療処置、安全な家庭環境を提供できない、提供したくない ・適切な監督なしで子どもを放っておく ・子どもまたは若者を遺棄する ・長期間、物理的な接触または刺激を与えない ・心理的育成を提供できない、または提供したくない ・子どもや若者のニーズについての理解が限られている ・子どもや若者に非現実的な期待を抱いている

身体的虐待の可能性のある考慮すべきサイン

－子ども・若者のサイン－

- ・顔、頭または首への打撲、その他の打撲およびそれを引き起こした物体の形状を示す可能性のある痕、例えばベルトのバックル、手形・裂傷と殴打や圧迫の痕
- ・頭部外傷を示唆する可能性がある眠気、嘔吐、発作または目の中の血液の溜まり
- ・大人による噛み傷と引っかき傷
- ・骨折（特に3歳未満の子どもの場合）
- ・脱臼、捻挫、ねじれ
- ・タバコ火傷を含む火傷および熱傷
- ・複数の怪我やあざ
- ・子どもまたは若者による怪我の説明が、実際の怪我と合っていない
- ・既往のない内臓破裂による腹痛
- ・有毒物質、アルコール、その他の有害薬物の嚥下
- ・「特別な手術」などの女性性器切除を示す言葉

－親や養育者－

- ・原因不明または疑わしい怪我、食べ物でない物質の飲み込み、または保健やその他サービスへの子どもや若者を伴った苦情のための頻繁な訪問
- ・親による怪我の説明が、実際の怪我と合っていない
- ・暴力がある家族歴
- ・子どもの頃の被虐待歴
- ・子どもや若者を傷つけることを恐れている
- ・過度なしつけ

性的虐待の可能性のあるサイン

－子ども・若者のサイン－

- ・陰部のあざや出血
- ・性感染症
- ・胸、臀部、下腹部、または太もものあざ
- ・直接的または間接的に、あなたに対して子どもまたは若者またはその友人が性的虐待について話す
- ・性行為を描写する
- ・子どもの年齢には不適切な性的知識または行動
- ・着衣のまま寝る
- ・突然のおねしょやおもらしなどの退行行動
- ・薬物依存、自殺企図、自傷行為などの自己破壊的な行動
- ・小児性愛者またはそれと疑われる者と子どもが接触している
- ・拒食または過食
- ・思春期の妊娠
- ・原因不明のお金と贈り物の蓄積
- ・家から逃げ続ける
- ・自傷行為、自殺未遂などのリスクテイキング行動

－親や養育者－

- ・子どもや若者を売春やポルノにさらしたり、子どもをポルノの目的で使用したりする
- ・他人の性的行動の子どもに対する意図的な暴露
- ・過去に性的虐待の有罪判決を受けている、またはその疑いがあった
- ・子どもまたは若者に他の子どもとの性的行為を強要する
- ・性的虐待の言葉による脅迫
- ・家族による思春期の妊娠の否定

心理的虐待の可能性のあるサイン

あらゆる種類の虐待とネグレクトは子どもを心理的に害するものだが、「精神的な害」または「心理的虐待」は、子どもまたは若者の自信と自尊心を傷つけ、深刻な感情的剥奪またはトラウマをもたらす。

－子ども・若者のサイン－

- ・人生と自分自身に対する一貫した無価値感
- ・他人を大切にできない
- ・人に対する信頼の欠如
- ・日常を送る機能としての人との接し方のスキルの欠如
- ・極端な注意喚起行動

- ・大人を喜ばせたい、または従おうとすることに執拗で熱心
- ・極端なリスクをとり、著しく破壊的、いじめ、攻撃的
- ・非常に自己批判的、抑うつ、または不安
- ・自殺をすると脅す、または自殺企図
- ・家から逃げ続ける
- －親や養育者－
- ・子どもや若者への絶え間ない批判、軽視、からかい、無視、または褒めたり注意したりしない
- ・過度または不当な要求
- ・継続的な敵意と深刻な言葉による虐待、拒絶、スケープゴートティング
- ・養育する特定の子どもまたは若者が悪いまたは「悪」であると信じる
- ・罰として不適切な身体的または社会的隔離を使用する
- ・家庭内暴力

引用翻訳： <https://www.facs.nsw.gov.au/families/Protecting-kids/reporting-child-at-risk/harm-and-neglect/chapters/signs-of-abuse> (2023.03.10 閲覧)

3. 通告の受理の決定過程：トリアージ

オーストラリア全土における2016-17年から2020-21年までの通告数を表3-1に示す。通告数は毎年増加しており、2016-17年の約38万件から2020-21年は約53万件と5年間で1.4倍に増加している。

表3-1. 通告件数の推移

年	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21
通告件数	379,459	396,234	451,184	486,280	531,884
通告対象児童数	233,795	245,382	269,193	275,015	293,585

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

通告を受ける第1の窓口が、DCJ内にある児童保護ヘルプラインである。通告されたケースが「重大な危害」のリスク（Risk of Significant Harm：ROSH）に当たるかどうかの初期評価を行い、調査の有無や対応までの時間的期限を決める（トリアージ）。この判断を適切に行うために、通告された内容に加え、必要な情報を収集する。ヘルプラインが求める必要な情報を表3-2に示す。

1回限りのできごと（虐待）が重大な害を起こす可能性はあるが、一般的に、子どもや若者に影響を与えるのは、親や養育者の行動の頻度、持続性、期間である。これには、過度な非難、愛情の抑制、DVへの暴露、脅迫または脅迫的な行動など、様々な行動が含まれる。

表3-2. 児童保護ヘルプラインが求める情報

- ・子どもや若者の名前、生年月日、通称や形容
- ・可能であれば、保健・医療記録番号（子どもの医療記録番号や個別患者IDなど）
- ・子どもまたは若者の現在の居場所
- ・通告義務者ガイドを使用した場合の判断結果（インターネットシステムで導き出された判断結果）
- ・子どもが最後に目撃された時 - 注：必ずしも子どもを目撃している必要があるということではない

- ・子どもまたは若者を虐待またはネグレクトしていると疑われる人物の名前と住所（わかっている場合）、可能であれば職業
 - ・子どもや若者の文化的背景、使用言語、宗教、その他の文化的要素
 - ・言語や手話による通訳が必要かどうか、または障害者へのサポートが必要かどうか
 - ・子どもや若者、その両親、家族、ケアラーが先住民、トレス海峡諸島民、またはその両方であるかどうか
 - ・重大な危害のリスクに関する懸念の理由
 - ・子どもまたは若者の安全、福祉またはウェルビーイングに関連する利用可能な全ての情報
 - ・利用可能な他のサービス、機関、サポートについての情報
 - ・通告に関する子どもまたは若者の意見がある場合、その意見
 - ・懸念につながった出来事、会話、観察-これらを記録し、参照できるようにすること
 - ・子どもや若者の歴史、現在の状況、彼らの意見に関する情報
 - ・親、家族、ケアギバーについての情報
 - ・家族内の人間関係に関する情報
 - ・子ども、若者、その家族と機関の役割や関係性についての情報
 - ・重大な危害のリスクが機関職員に関係しているかどうか
- 子どもや若者が、個人暴力阻止命令（APVO）または家族法命令などの他の命令の対象になっているかどうか
- ・子どもまたは若者が大臣の親権下にあるか、または家庭外ケアのもとで居住しているかどうか
 - ・親のリスクファクターと、それが子ども、若者、胎児に与える影響についての情報
 - 家庭内暴力
 - アルコールその他の薬物乱用
 - コントロール不良の精神疾患
 - 知的障害またはその他の障害
 - 10代の妊娠
 - ホームレス

ヘルプラインは通告されたケースを、評価に基づいて、以下の6つに振り分ける。

① 重大な危害が発生するリスク（Risk of Significant Harm）がある

通告された事柄が、SDMスクリーニングツールによる評価で、重大な危害のリスク（ROSH）の基準を満たしており、CSによる対応が必要である。対応時間／優先順位は次の3つに分類される。24時間以内の対応、72時間以内の対応、10日以内の対応の3つである。

② 重大な危害を及ぼす危険がない（ヘルプラインにて却下）

通告された問題は、重大な危害のリスクの基準を満たしておらず、どのCSユニットにもそのような子どもや若者のためのオープンケースプラン（対応事案プラン）がない。

③ 重大な危害を及ぼす危険がない（終了）

通告された事柄は重大な危害のリスクの基準を満たしていない。しかし、Brighter Futures（明るい未来）プログラム¹への照会の可能性がある。

④ スクリーニングは必要ないが、関連する規定に沿ってのCSでの対応が必要な通告

子どもの連れ去り（ハーグ条約）

ユースプロトコル（若者支援に関する英連邦政府間の取り決め）

¹ Brighter Futures：児童保護の介入の高いリスクがある9歳未満と胎児がいる家族への支援プログラム。

災害時福祉

支援要請

⑤ コミュニティサービスによる追加対応が必要と思われるその他の通告

CS職員または認定ケアラーに関わる申し立て

子ども死亡後の兄弟姉妹の安全

合同調査対応チームの照会が必要

無認可のケアラー

家庭裁判所の事案

DCJ長官のケア/大臣の親権下にある子ども/若者のケースマネジメント案件

児童保護事案のケースマネジメント案件

危機対応チームのアクションが必要

重大事案/申し立て報告

⑥ 重大な危害のリスクなし-「コンタクトフォワード」

報告された事柄が重大な危害のリスクに該当せず、かつ、子どもまたは子ども/若者のコミュニティサービスのケースプランが対応中で、複数の報告がある（つまり、情報がすでに知られている）

（保健省ガイドChild Wellbeing and Child Protection Policies and Procedures for NSW Health（2021年版）より）

4. 児童保護対象児童について

重大な危害が発生するリスクがあると判断しCSが受理したケースは、児童保護対象児童としてCSの監督下に置かれる。児童保護対象児童に対しては、さらに詳細な被害の調査が実施され、その後、裁判所が関与して、ケア・保護命令（本章第6節参照）のもとで支援が行われるケース、裁判所が関与せず、親や親族のもとでケアを受ける（在宅ケア）ケース、家族や本人の同意の上で家庭外ケアを受けるケースなどに分かれて、濃密な行政サービスが提供されることになる。オーストラリア全土で児童保護の対象となった児童数の推移を表4-1に示す。

表4-1. 児童保護の対象児童数（6月30日現在）

年	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21
児童保護対象児童数	168,344	158,604	170,151	174,719	178,813
児童1,000人あたり	30.7	28.7	30.5	31.0	31.6

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

5. 被害に関する調査と被害認定

重大な危害が発生するリスクがあると判断し受理したケースは、被害に関するさらに詳細な調査を行うことになる。オーストラリア全土においては、2020-21年の通告件数531,884件

に対して、調査が行われた件数は192,145件で、調査対象児童数は120,774人であった。調査の結果、被害が認定された児童数は49,690人であった（表5-1）。

表5-1. 通告件数、調査件数と児童数、被害が実証された児童数（2020-21年）

児童保護		調査		被害が実証された児童数
通告件数	531,884件	調査件数	192,145件	
通告対象児童数	293,600人	調査対象児童数	120,774人	

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

調査対象となった通告件数（192,145件）の通告元の内訳を表5-2に示す。警察からが最も多く、次いで学校職員、医療・保健従事者と続く。以上の3職種で全体の約半数を占めている。

表5-2. 調査対象となった通告の通告者別通告件数

通告者	調査対象となった 通告件数	割合
警察	40,883	21.3
学校職員	39,112	20.4
医療/保健従事者	23,171	12.1
家族	17,181	8.9
友人や隣人	4,390	2.3
ソーシャルワーカー	16,865	8.8
NGO	21,414	11.1
当局職員	10,709	5.6
チャイルドケア従事者	3,226	1.7
その他	13,380	7.0
子ども本人	433	0.2
記録なし	1,381	0.7
合計	192,145	100.0

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

調査の結果、被害が実証された児童は約5万人（2020-21）であった。被害が実証された児童数の過去5年間（2016-17年～2020-21年）の推移を表5-3に示す。

表5-3. 被害認定児童数の推移

年	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21
被害認定児童数	49,315	32,031	47,516	48,886	49,690
児童1,000人あたり	9.0	8.5	8.5	8.7	8.8

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

被害が実証された児童の年齢区分別1,000人あたりの人数を表5-4に示す。1歳未満が一番多く、年齢層が上がるにつれて減少する傾向がある。

表5-4. 被害が認定された児童数（年齢区分別1,000人あたり）（2020-21）

年齢区分	1歳未満	1～4歳	5～9歳	10～14歳	15～17歳	合計
児童1,000人あたり	16.6	9.2	8.2	8.4	5.3	8.5

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

児童が受けた被害内容について、虐待種別での内訳を表5-5に示す。心理的虐待が一番多く、続いてネグレクトが多い。心理的虐待には、子どもを監護する者による、重大な情緒的剥奪や心理的トラウマを負わせるような言動、家族内暴力（DV）の影響を受けた場合などが含まれる。

表5-5. 被害が実証された児童が受けた虐待（主要な虐待）（2020-21）

身体的虐待	6,916人	13.9%
性的虐待	4,843人	9.7%
心理的虐待	27,187人	54.7%
ネグレクト	10,614人	21.4%
言及なし	130人	0.3%
合計（被害が実証された児童）	49,690人	100.0%

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

オーストラリアでは、先住民の人権擁護は大きな課題の1つである。被害が認定された児童について、先住民と非先住民の内訳を表5-6に示す。1,000人あたりの児童数を見ると、先住民は非先住民の7倍となっている。制度的な人種差別はなくなり、先住民に対する強制分離政策は消滅しているが、情緒的な差別は残り、先住民が暮らしにくい状況は歴然とある。こうしたことが先住民の子どもの被害の背景にあり、特に都市部で顕著となっている。

表5-6. 被害が実証された児童の属性（2020-21）

	児童数	児童1,000人あたり
先住民族	14,596	43.4
非先住民族	33,183	6.2
不明	1,911	-
合計	49,690	8.8
児童1,000人あたり先住民族/非先住民族の比率		6.9

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

6. 裁判所の命令（ケア・保護命令）

（1）ケア・保護命令

被害が実証された児童保護対象児童に対しては、支援方針等に関して、家族や本人の同意が取れない場合が多く、その場合は裁判所が関与して、「ケア・保護命令」として、CSの監督下に置かれ、家庭外ケア等がなされることになる。

なお「ケア・保護命令」は、被害が実証された児童だけに限定されず、保護者を失った児童、保護者のいない移民の子どもなども含まれており、その対象は幅が広い。そのため「ケア・保護命令」の下位分類の命令として、子どもの置かれた状況によって様々な種類が存在する。「ケア・保護命令」はオーストラリア全体で年間約6万の子どもたちに下されている（表6-1）。

表6-1. 「ケア・保護命令」の対象児童数の推移（各年6月30日現在）

年	2016-17	2017-18	2018-19	2019-20	2020-21
件数	54,665	56,411	59,073	60,903	61,743
児童1,000人あたり	9.9	10.1	10.5	10.8	10.9

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

（2）虐待やネグレクトケースに下される「ケア・保護命令」

子どもの被害が認定され、その後も被害を受けるリスクが高い場合、CSが裁判所の申し立て、審判の結果、法的命令（「ケア・保護命令」）として家庭外ケアとするものが、「後見人命令」（行政やNPO等が法的責任を持つ）と「保護命令（法的責任は親にあるが日常的な責任者は行政やNPOが担う）である。また、親がケアしておらず、安定かつ永続的な養育者を選定してそこで養育を提供するものが「第三者による親責任命令」である。被害が認められても、その後適切な支援があれば、在宅での支援が可能な場合がある。こうしたケースに対して、児童保護部門の監督下に置いて在宅支援を行うものが「監督命令」である。

こうした命令は、CSから裁判所への申し立てから始まり、裁判所での審判を経て、最終決定に至るが、この過程にはかなりの日数を必要とする。この間は、児童保護部門の監督下で、暫定的な措置をとることになる。この措置命令を「暫定・一時命令」（在宅のままもあれば、家庭外ケアの場合もある）という。

表6-2に、命令別の年間件数を示す。なお、以上の他に、被害に関する調査前であっても、危機的状況が明らかな緊急時に子どもを保護する緊急保護の命令もある。

表6-2. 被害が認められた児童等に出される「ケア・保護命令」の主な種類と件数（2020-21年）

命令の種類	法的責任者	命令が発令される場合	日常生活での責任者	期間	件数
後見人命令 Guardianship order	児童保護部門、あるいは非政府機関	子どもが安全でない環境にいて、さらに危害が加えられるリスクがある	指名された養育者	短期 長期	11,196件
保護命令 Custody order	親が、法的後見人のまま	同上	児童保護部門、あるいは非政府機関	短期 長期	
第三者による親責任命令 Third-party parental responsibility order	裁判所が承認した指名された個人	親がケアをしていない場合で、安定した、あるいは永続的な措置が提供できる場合	指名された養育者	短期 長期	1,484件
監督命令 Supervisory order	親（児童保護部門の監督・指導があることが前提）	適切なケアを子どもに行うために、親が支援や指導を求める場合	親（児童保護部門の監督・指導のもと）	短期 長期	5,139件
暫定・一時命令 Interim and temporary Order	親または児童保護部門	子どもを安全でない環境から分離するための一時的なケア。他の命令が検討されている間に発令される	親または州・準州の児童保護部門	短期	26,957件

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

7. 家庭外ケア

(1) 家庭外ケアの現状

「ケア・保護命令」下で家庭外ケアとなった児童の居住場所内訳を表3-14に示す。里親や親戚のもと（キンシップケア）でケアを受ける「家庭的ケア」の子どもが全体の9割を占め、施設などのケアは1割に満たない。

かつてオーストラリアの先住民の子どもたちは、強制分離政策によって、白人の里親宅に移され養育された。結果として彼らから先住民としてのアイデンティティを喪失させてしまった。この反省から、現在は子どもの委託先は、上記の要件を満たしたうえで、同じ民族、言語、文化を考慮して委託するようにしている。

多様な民族的背景がある子どもたちの里親委託フォスターリング機関であるSSI（Settlement Services International）では、57の民族的背景をもつ250名の子どもを支援している。思春期・青年期におけるアイデンティティの確立期において、自分の出自、民族的背景、そしてこれまでのライフストーリーは重要な意味を持つ。SSIはこの点を踏まえ、里親養育にあたっては民族的背景が同じ里親とのマッチングを基本とし、またライフストーリーワークを重視している。

(2) 家庭外ケアの今日的課題

オーストラリアは近年の里親養育に関する大きな問題を抱えている。そのひとつは、養育里親のなり手が少なく、あっても短期の契約を希望する場合が多く、長期里親の数が足りなくなっていることである。そこで養育里親は、親戚や親しくしている人（キンシップ）から優先的に検討する傾向が強まり、政府もそれを後押ししている。また短期里親が多いという現状は、長期の家庭外ケアが必要な場合、数ヵ月ごと複数の短期里親でつないでいかざるを得ない状況が発生、拡大しており、このことが子どもの喪失や人生の連続性の分断という深刻な問題を生じさせている。

このため、できるだけ家庭外ケアにならないような予防的支援（第1部第IV章参照）が重視され、里親を移ることでの心的な影響に配慮した支援が新たに必要となっている（第2部の第IV章参照）。

また、民族、文化を重視した家庭外ケアが基本となっているが、現在のオーストラリアは多民族国家であり、かつ都市化も進み、固有民族の文化にとどまらず、多様性の中で生きることが求められている。そのため里親を必要とする子どものニーズも、特に思春期以降のアイデンティティの確立期においては文化的志向も多様化しており、同じ民族の里親だけでなく幅広い選択肢が必要になっているという。

表7-1. ケア・保護命令で家庭外ケアとなった児童の居住場所（2021年6月30日現在）

居住場所	児童数	%
里親	16,487	36.7
親戚/キン（家庭的ケア）	24,297	54.1
その他家庭的ケア	467	1.0
<i>家庭的ケア合計</i>	<i>41,251</i>	<i>91.8</i>
施設ケア	3,294	7.3
ファミリーグループケア	138	0.3
自立	263	0.6
<i>施設等ケア合計</i>	<i>3,695</i>	<i>8.2</i>
合計	44,946	100.0

出典：Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare. Child Protection Australia 2020-21.

8. 虐待による死亡事例

オーストラリアでは、子どもの死亡事例検証制度（Child Death Review：CDR）があり、全死亡児童がその対象となる。さらに死亡に至らないまでも深刻な虐待などのケース、過去に児童保護サービスの関与があった子どもの死亡事例についても検証（Serious Case Review）が行われている。表8-1はNSW州（人口809.5万）での虐待による死亡事例数である。

表8-1. NSW州児童虐待・ネグレクト関連死
（2018年・2019年2年間合計）

虐待種別	虐待関連死事例数
虐待	15
ネグレクト	2
疑わしい状況	2
合計	19

出典：NSW Ombudsman, Biennial report of the deaths of children in New South Wales: 2018 and 2019.

9. 児童保護における多職種の役割：看護職（ヘルスワーカー）の場合

児童保護は、CSとそれを監督するDCJが中心になって展開するが、児童保護には、医療、保健、教育等様々な分野が責任をもって児童保護にあたっている。

ここでは、児童虐待防止において重要な役割を担っている看護職（ヘルスワーカー）の役割について述べておく。

NSW州では、児童保護におけるヘルスワーカーのすべきことがガイドライン（Child wellbeing and child protection, Policies and procedures for NSW Health）で示されている。

そこでは児童保護においてヘルスワーカーの担う責任について以下のように記されている。

- ・医療サービスを提供する際、家族、子ども、若者の脆弱性、リスク、ニーズを認識し、適切に対応する。

- ・家族を支援し強化し、子どもの健康、安全、福祉、ウェルビーイングを促進するために、NSW州保健省のサービス全体、および機関間パートナーと協力する。

- ・重大な危害（ROSH）のリスクが疑われる子どもや若者を特定するために、「通告義務者ガイド」を使用し、NSW州保健省チャイルド・ウェルビーイング・ユニットの支援を求める。

- ・ROSHの閾値を下回る脆弱な家族、子ども、若者への対応を支援するために、NSW保健省チルドレン・ウェルビーイング部門および家族照会サービス²からの支援を求める。

- ・児童保護通告後、CSからのフィードバックを積極的に求め、ヘルスワーカーとしての役割と責任に従って、子ども、若者、家族への支援を継続する。

- ・情報交換、ハイリスク出産警報、出生前報告、児童保護の懸念の深刻化、地域サービスによるケアの実施、家庭外ケアの子どもの健康アセスメントなど、子ども、若者、家族と協働する際には、「Child Wellbeing and Child Protection · NSW Interagency Guidelines」および機関間で合意されたその他の手順に従う。

- ・子どもの性的暴行、深刻な児童虐待、ネグレクトが疑われる場合、刑事手続きに至るまで共同で調査・対応する。

- ・NSW州保健省の義務研修およびその他の児童保護研修に参加する。

児童保護における責務や役割は、ヘルスワーカーだけでない。この問題に関係する職種のほとんどで適用されるガイドライン（NSW Interagency Guidelines for Practitioners）が示されている。児童保護対応がCSに集中するのではなく、多職種による協働によって進められるよう、各分野で児童保護対応に協力できるよう、専門部署（保健省におけるチルドレン・ウェルビーイング部門など）を置くなどの体制が組まれている。

² 家族に情報提供、アセスメント、予防的な地域サービスへの紹介を行う保健省と契約を結んだ民間機関によるサービス。

IV. 子ども虐待防止における今日的課題

1. 予防的支援の強化

今や世界的な流れであるが、オーストラリアでも重大な危害に至る前の段階で、早期に支援を開始することが必要との認識が強く打ち出されている。特に、子どもの将来に悪影響をもたらすとされる小児期の逆境体験に注目し、親の精神疾患、DV、親のアルコール・薬物乱用などの家族問題がみられた場合は、早期に支援を開始して、重篤な状態への進行を予防的に防ぐ取り組み強化に舵を切っている。

家庭外ケアが選択される前の予防的支援には、全ての子どもと家族が対象となる子育て支援（ポピュレーションアプローチ）と、家庭内に課題を抱え、虐待発生のリスクの高いケースに対して、問題の重症化による虐待の発生を防ぎ、できるだけ家族のもとで暮らせるよう支援するアプローチ（ハイリスクアプローチ）がある。

いずれにしても、虐待などが発生した家族に対して、行政権限を行使しての介入的で指示的な対応ではなく、子どもと家族の気持ちや願いに焦点を当て、当事者の視点に立って支援を展開することに重きを置いている。なお、日本でも有名なサインズ・オブ・セーフティ・アプローチはこうした背景意識からタネル氏が1990年代に入って生み出したものである。

2. ポピュレーションアプローチ

まず、ポピュレーションアプローチについては、子ども家庭福祉、母子保健、保育・教育分野などの分野が単独かつ協働して、様々な取り組みが開発され、その充実強化が図られている。また公的機関のみならず、民間機関が大きな役割を果たしている。NSW州におけるポピュレーションアプローチには、以下のような枠組みがあつて、支援を展開している。

- ・支え合う地域づくり（Community Builders）
- ・周産期の全戸訪問
- ・子どもの保育、早期学習、子育て支援、親教育、イベントの開催など
- ・精神保健センターによる保護者のメンタルヘルスに係る支援
- ・母子保健センターによる、健診、訪問などの母子保健サービス
- ・その他：若年や先住民の親と子どもへの訪問支援やソーシャルネットワーク構築、幼児に対する学校への移行支援、ペアレントトレーニング、子どものプレイグループなど

例えば日本の保育所にあたるThe Infants' Homeでは、従来から行っている保育・早期幼児教育に加え、親教育プログラム、プレイグループ、産後のケア、親子のイベントなど、様々なプログラムを用意して、子どもと家族のニーズに適したメニューを提供している。スタッフも、要となるソーシャルワーカーを配置し、複数の保育士と共に、言語療法士や作業療法士もいて、子どもの多様なニーズに対応できるようにしている。

ここでは、親子が抱えた課題の重さを3つの階層に分けて、各層に合った支援を選択、統合して提供している。地域の子育て支援および予防的支援の強化を図った多機能型保育所のモデルケースといえよう。

3. ファミリープリザーベーション：重症化を防ぎ、家庭外ケアに至らないためのハイリスクアプローチ

児童保護の対象となった児童が、家庭外ケアに入る可能性がある場合、その子どもと家族に対しては、重症化を防ぎ、家庭外ケアに移行しないよう濃密な支援が提供される。若年で脆弱な周産期の母子、非行や家出をした若者、発達に遅れや障がいがある子どもとその家族などが対象となる。ここではDCJ（CS）と民間機関がタッグを組んで、一定期間集中的なプログラムが提供されている。

かつて児童養護施設であった民間機関のUnitingでは、1980年代から家庭外ケアの中心が里親ケアに移行していく流れの中で、フォスタリング機関としての役割を担うと共に、子どもと家族への濃密な在宅支援を提供する施設に変化していった。その一つが集中的な家族維持プログラム（Intensive Family Preservation）である。これは親が薬物、アルコール、DV、経済困窮、精神疾患などの課題を抱えていて子どもが保護される可能性の高いケースに対して提供されるものである。家族から子どもを分離しなくて済むように、例えば、清潔で安全な家庭環境、学校の出席率の向上、家族と子どものメンタルヘルスの安定などの目標を立て、言語療法士、理学療法士、トラウマカウンセラー、小児科医などの専門職と連携して、支援を行う。週2、3回は家庭訪問し、親の話を聴き、関係を築き、協力体制を構築する。その上で問題解決志向型セラピーなどのセラピープラン、安全な生活環境の構築、登校のサポート等日常生活改善に向けたファミリープラン、親子関係修復に向けたプログラム（Newpin）、親の精神的問題への治療など、必要な専門職との協働のもとで濃密な支援が提供される。

6ヵ月を過ぎて家庭外ケアに移行したとしても、最長2年間、集中的な支援（Permanency Support Program）が提供され、できる限り早く家族のもとで暮らせるよう集中的な支援を提供する。それでも家庭復帰が達成されない場合は、長期的な里親委託、後見人を立てる、養子縁組（Permanency）が検討される。

また、家庭内に問題を抱えて家に居場所がなくて家出するなどしている10代の子どもと青年に対して、住む場所や食事などのインフラを提供する「住宅支援」も極めて重要な取り組みとなっている。こうした子どもたちは、以下のような家庭的背景がある。

- ・家庭内DVがある
- ・路上生活をしている
- ・友人知人の家を転々としている
- ・家族人数に対して家が狭すぎる
- ・家族に歓迎されていない
- ・家賃が払えない
- ・その他

子ども達がこうした支援につながるために、誰もが予約なしで立寄ることのできるセンター（Youth Drop in Center）がある。Unitingが提供している住宅は、普通の大きな一軒家で、通常生活の6床と緊急用の4床がある。

4. 家庭外ケアにおける里親変更に伴うリスクへの対応

家庭外ケアにおいて、短期契約の里親が多い現状は、新たな問題を発生させている。それは長期に家庭外ケアが必要な場合、複数の短期の里親でつながざるを得ないという問題である。里親から別の里親への移行には、喪失感や環境の変化による心理的負担が伴い、それを繰り返すことは大きな心の痛手となる。長期的予後に悪影響をもたらす小児期の逆境体験（ACEs）の一つとして「繰り返される養育者の変更」が掲げられている。また幼少期であれば、アタッチメント障がい1つの指標になることはアメリカの精神医学診断（DSM-5）でも明記されていることである。

この問題に対応するために、委託の変更時の移行期において、それがたとえ遠方の地域に移ったとしても、その移行期間に子どもに寄り添い、移行に伴う様々な心的課題に治療的に対応し、かつ新たな関係機関の支援者が正しく子どもを理解して子どもとの関係が構築できるよう働きかけ、子どもの人生を断ち切らないよう支援する取り組みが始まっている。その代表的な機関のひとつが民間の治療支援機関であるACFの取り組みである。

ACFでは、家庭外ケアを受けている子どもで過去6ヵ月間に委託先が最低2回変わっている子どもに対しての移行期支援プログラム（OurSPACE）を提供している（第2部で詳細を報告）。これは、子どもの抱えたトラウマに焦点を当てた子ども理解を新たな委託先の里親やその地域の支援者につなぎ、かつそれまでの暮らしと次の委託先の暮らしをストーリーとしてつないでいく治療的プログラムである。オーストラリアの里親養育の現状を踏まえた実践例といえよう。日本においても措置変更は増えている現状があり、こうした取り組みは子どもの移行期支援を行う上で非常に参考になるものである。

V. 子どもの権利擁護

1. 子どもの権利条約

1989年に国連で採択された子どもの権利条約について、オーストラリアは1992年に批准した（日本は1994年に批准）。子どもの権利条約の一般原則は、差別の禁止（2条）、生命と発達の保障（6条）、子どもの最善の利益（3条）、意見表明権（12条）である。意見表明権については、近年日本においても最も重視している視点の1つである。子どもの意見表明権で重要な視点は、当事者（子ども）のことを決定する際に、当事者の意見が聴取され、考慮されること、そうした決定場面に当事者が参加できることである。日本では2022年度の児童福祉法の改正で、児童相談所などは入所措置や一時保護などの際に児童の意見聴取の措置を講ずることとし、都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うこととされた。また同年に制定されたこども基本法においても、その基本理念として年齢および発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会活動に参画する機会が確保されることとされている。

2. 子ども若者アドボケイト法とユース提言委員会

オーストラリアでは、子ども若者アドボケイト法（以下、アドボケイト法）が2014年に制定されて以降、子どもの意見を取り入れる仕組みの構築と発展に取り組んでいる。その代表的な組織の一つが、**ACYPオフィス（子ども若者アドボケイトオフィス）**である。アドボケイト法に基づいて設置され、州政府とは独立した公的機関であり、州政府と緊密に連携している。この機関の目的は、子どもと若者の安全とウェルビーイングの推進、子どもに関する施策決定への参画、子どもへの支援サービスに対する勧告などである。

子どもと若者の現状などに関する様々な調査を行い、報告書等を通じて様々な提言を行っている。2022年に発表された報告書のテーマを見ると**LGBTQIA+**コミュニティ、刑務所に収監されている子どもの状況、コロナ禍にある子どもの状況、家庭外ケアの子どもの状況などがあげられている。

またオーストラリアではユース提言委員会（YAC）の設置が法律で定められており、ACYPはその運営を担っている。YACは12歳から24歳までの子どもと若者で構成される委員会で、委員は一般応募者の中から審査によって12名が選ばれ、大臣（DCJ家族コミュニティ大臣）が任命する。給料が支払われ、任期は2年である。委員は、年齢、属性、立場など多様な立場のユースがバランスよく構成されるよう配慮されている。

2022年に、YACが調査し、勧告を行った報告書のテーマは、ネットのいじめ、学校での電子タバコの影響、若者のメンタルヘルス、教育カリキュラム、性的同意、ヤングケアラーであった。

3. 民間団体による権利擁護の推進

子どものアドボカシーについては、アドボケイト法制定以前から民間レベルの様々な団体が推進してきた実績がある。その一つが**クリエイト**で、州政府とは独立し距離を置いた形で運営している民間機関である。クリエイトは1999年に設立され、家庭外ケアを受けている子どもとケアリーバーの若者を対象に彼らをエンパワーし、彼らの声を届ける場を提供するなどしている。また現行の施策やサービスを改善し、地域社会の認識を改善、代替養育のケアシステムを改良していく取り組みとして、**チェンジ・プログラム**を行っている。チェンジ・プログラムは以下の4つで構成される。

①**調査**：ケアに関する子どもの意見を聴き取り、報告書にまとめる

②**アドボカシー**：子どもの意見に基づいた8つの提言：住居の確保、21歳までの支援の継続、25歳までの自立支援、先住民の声をより強く届けること、意思決定への参加、インケアの子どもの声を世界に発信すること、全ての州・準州間の情報共有、アクセスしやすく応答性の高い苦情処理サービスの提供

③**ユースが保護機関と直接話をするイベント開催**

④**会議**：専門家とユースが家庭外ケアを改善するための会議への同伴

知的な課題を抱えた子ども、精神的に課題を抱えた子どもなどは、なかなか意見を言葉にできない。クリエイトはそのような子どもの真の思いを理解するために子どもとの関係構築を重視し、それぞれの年齢や状況に応じたアクティビティを開催し、関係構築の場面としたり、バースデーカードを送るなどしている。中には表現されたことが真のニーズと食い違う場合もある。クリエイトでは、安心できる関係を構築し、どのような表現であっても、彼らがそれを通して何を伝えようとしているのかを検討する視点と発信できる力をエンパワーすることを大切にしている。

4. 家庭外ケアを受けている子どものケアに関する品質管理

チルドレンズガーディアンオフィス（OCG）は、家庭外ケアを受けている子どもや若者の利益と権利を守るために、「子ども若者（ケアと保護）法 1998」に基づいて2001年に設立された、政府から独立した公的機関である。

この機関は、子どもの権利を守るために、州総督によって任命されたチルドレンズガーディアンと、先住民の子どもと若者担当の副チルドレンズガーディアンを中心に運営されている。彼らは、「チルドレンズガーディアン法 2019」および「チルドレンズガーディアン規則 2022」に基づき、家庭外ケアの規制とサービス提供機関の認可と監査、子どもの安全を守るという文脈での子ども支援従事者のチェック、通告義務の制度に関するガイド、ケアラー（里親）と施設のケアワーカーの登録などについて権限を付与されている。

2019年に、国は「子どもにとっての安全な組織となるための国家原則」を作成した。それをベースにNSW州では、OCGが以下の10の項目からなる「子どもの安全基準」を設定した。この子どもの安全基準は、2019年に制定されたチルドレンズガーディアン法に組み込まれた。

- ①子どもの安全は、組織のリーダーシップ、ガバナンス、文化によって左右されること。
- ②子どもは、自分に影響を及ぼすような意思決定に参加し、受け止められること。
- ③家族や地域社会に情報を提供し、関与してもらうこと。
- ④平等性が重んじられ、多様なニーズ（多様性）が考慮されること。
- ⑤子どもと働く大人が適切な人材であり、サポートを受けていること。
- ⑥児童虐待への対応プロセスは、子ども中心に行われること。
- ⑦スタッフは、継続的な教育と訓練を受け、子どもの安全を守るための意識や姿勢、知識、スキルを身につけていること。
- ⑧現実環境でもオンライン環境でも、児童虐待の発生リスクを最小限にすること。
- ⑨子どもの安全基準は継続的に見直され、改善されること。
- ⑩組織がどのように子どもの安全を確保しているか、文書として示すこと。

OCGはこの安全基準を基に、州内の子どもに関わる組織全てで子どもの安全を守るための環境を整えるための活動指針（チャイルド・セーフ・スキーム）を作成し、まずは学校やスポーツクラブなどの組織への安全基準の導入を進め、ガイドラインの作成、安全基準の研修、安全スキル獲得のためのトレーニング、安全基準が満たされているかのモニタリング、サー

ビスの評価を行っている。家庭外ケアの規制とサービス提供のガイドラインについては、2019年にできた子どもの安全基準に基づき、見直しが行われている。

VI. 情報共有システム：チャイルドストーリーについて

1. 情報共有システムが必要となった背景

児童虐待への対応と支援においては、多機関協働が基本で、そのためにはケースに関する情報の共有が不可欠となる。しかし、個人情報保護を保護する法律などがこうした情報共有を難しくしている現状がある。

2008年にオーストラリア政府が出した「児童保護サービスに関する特別委員会の報告書」は、DVや精神疾患などがある家族のもとにいる子どもとその家族への支援においては機関間協働が必須であること、そして子どもに対する累積的な危害を特定するのに役立つ情報共有の重要性を強調した。過去の被害の有無を含めて、多くの機関から情報を集積、総合させ、子どもと若者の全体像を明確化した。その結果、調査の時点で実施されていた国家プライバシー法および規制の体制が、機関間協働の主要な障壁となっていることを発見し、支援サービスと司法部門における行政機関と民間機関の情報共有を推進するための法改正を勧告したのである。

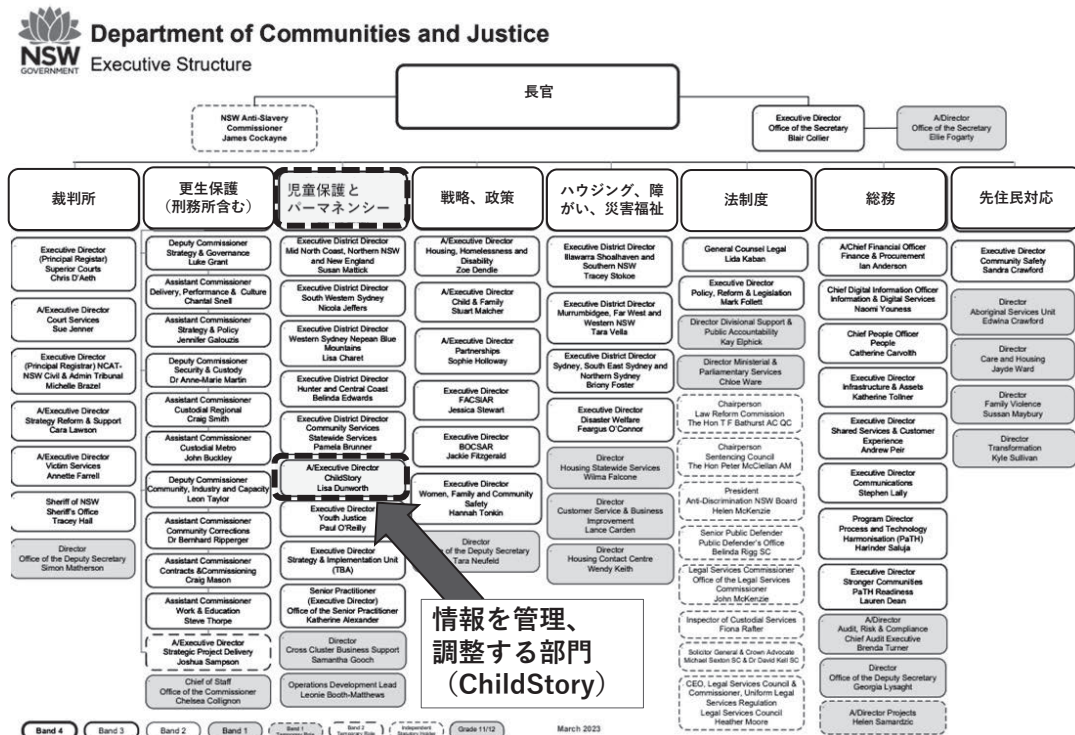


図1-1. New South Wales, Department of Communities and Justice (DCJ) 組織図 (2023年2月)

2. 情報交換のための法的根拠

勧告を受け、「子ども若者（ケアと保護）法」の改正において、CSなどの機関、司法機関、NGOを含む所定の機関は、CSが把握している・いないにかかわらず、必要であれば同意なし

に、児童の安全（Safety）、福祉（Welfare）または幸福（Wellbeing）に関する情報を共有することができることとした。

以前は、CSのみ関わる行政機関と民間機関間で情報を共有することができた。

3. 情報共有システム「ChildStory」について

（1）開発の経緯

法改正を受け、CSを中心とした子どもの保護を担当する機関や職種、民間も含む支援機関、通告義務機関が、情報を適切な時に報告し、また必要な情報を入手することを目的に、効率的に情報共有ができる情報管理システムを開発した。これが「チャイルドストーリー」（ChildStory）である。

2014年に、このシステムプロジェクトが立ち上がり、2016年に第1リリース（CS間での利用）がなされ、2018年に完成する予定であったが、いまだ完成に至っておらず、2022年12月の段階では、CS、その他の公的機関（NSW州警察・保健・教育機関含む）、支援機関、通告義務者が利用できるシステムまでが構築された。予定以上にコストがかかり、2018年6月30日までににかかったコストは、約1億3,100万ドルで、当初の予算を31%超えていた。また2019年9月よりシステムの利点の評価について取り組んでおり、その結果はまだ出ていない。

（2）「ChildStory」の利用者分類

このシステムは必要な情報にアクセスできるものだが、機関や利用者の立場などによってアクセスできる情報は制限される。まず、利用者は以下の①から⑤にレベル分類される。なお、④と⑤は当事者で、今後利用者に加わる予定である。

- ①児童保護担当者（家族と地域サービス実務者、警察・保健医療・教育分野で児童保護にかかわる担当者）→「ChildStory Casework」
- ②関連サービスを提供する民間・公的パートナー機関→「ChildStory Partner」
- ③通告義務がある者→「ChildStory Reporter」
- ④インケアの子どもと若者（予定）→「ChildStory YOU」
- ⑤子どもがインケアとなった家族と子どもの養育者（予定）→「ChildStory Caring」

各レベルの利用者は、情報の扱い方や倫理、情報へのアクセスの方法などについて一定の研修をした上で、利用することができる。

（3）利用者の種別ごとに共有可能な情報について

各利用者分類で扱われる情報の概要を以下に示す。

①「ChildStory Casework」

ChildStoryのメインシステムで、児童保護実務者が、情報の閲覧、作成、更新をするプログラム。実務者が、必要な時にアクセスをし、この情報に基づいて、保護などの判断を下すことができる。

- a) アクセスできる情報

- ・現場の評価
- ・アセスメント内容
- ・家族のアクションプラン
- ・ケースマネジメント
- ・措置管理情報

b) 具体的な利用者（児童保護に関わる以下の者）

- ・コミュニティ・司法省（DCJ）職員、ケースワーカー、マネージャー、児童保護ヘルプライン（トリアージ）スタッフ、管理スタッフ、サイコロジスト、法務官・保健医療・教育・司法分野の児童保護担当スタッフ

② 「ChildStory Partner」

DCJと協働して支援している機関が、支援対象としている子どもについての情報のやりとりをDCJと行うことができる。

a) アクセスできる情報

- ・措置要請
- ・通告
- ・ケースマネジメント
- ・（記入すべき項目が用意された）オンラインフォーム
- ・支払い確認
- ・その他

b) 具体的な利用者（支援を行う以下の機関）

- ・「パーマネンシーサポートプログラム」サービス提供機関
- ・「早期介入プログラム」サービス提供機関
- ・保健・教育・司法分野を含む行政機関
- ・外部の法的パートナー（弁護士など）

③ 「ChildStory Reporter」

通告義務がある者（教師、保育士、医師…）への通告手順案内、助言提供、関連資料への誘導を行う。また、過去の通告ケースのその後の状況、結果、更新情報の閲覧ができる。登録をすればオンライン上で通告ができる「E Reporting」というシステムがある。

4. 日本の情報共有システム

オーストラリアのChildStoryなどを参考に、日本でも全国の児童相談所が作成している児童票を児童相談所間で共有できるシステム「要保護児童などに関する情報共有システム」が2020年に国によって開発された。

しかし、2023年3月現在、全ての児童の児童票が登録されているわけではなく、少なくとも転居ケースについては登録するよう国が要請している。開発されて日が浅いため、十分に活用されるまでには時間を要する状況となっている。

第2部 実践報告

I. 子どもの権利擁護（アドボケイト）の実践

1. 公的レベルと民間レベルでの2層展開

オーストラリアの子どもの権利擁護（アドボケイト）の展開は、「子ども若者アドボケイト法（以下、アドボケイト法）（2014年制定）」に基づき州政府の委託を受けた公的機関（ACYP オフィス（子ども若者アドボケイトオフィス））での取り組みと、州政府とは独立した民間機関民間レベル（クリエイトなど）がある。

前者は、子どもと若者の安全とウェルビーイングの推進、子どもに関する施策決定への参画、子どもへの支援サービスに対する勧告などを行っており、子どもの声を聴くために、法的に設置が定められたユース提言委員会（YAC）の運営を行っている（第1部参照）。

後者は、アドボケイト法制定以前から民間レベルの様々な団体が推進してきた実績をもって、家庭外ケアを受けている子どもとケアリーバーの若者を対象に彼らをエンパワーし、彼らの声を届ける場を提供するなどしている。子どもの中には、意見を述べることができる子どもとそれができにくい子どもがいる。家庭外ケアの子どもが多くがそこに該当する。クリエイトはそこに着目した実践を行っている。クリエイトの実践は、アドボケイトを行う上で本質となる考え方を提示している。

ここでは、公的なユース提言委員会についての詳細と、意見表明が難しい子どもをエンパワメントする民間のクリエイトの取り組みを紹介する。

2. ユース提言委員会（YAC）と近年の提言について

オーストラリアではユース提言委員会（YAC）の設置が法律で定められており、ACYP（第1部V2参照）はその運営を担っている。この委員会は、ユースに関する問題や政策に関する情報を収集、分析し、定期的な会合で議論をし、DCJ（第1部II2参照）、家族・コミュニティ大臣（以下、大臣）とACYPに提言や助言を行うものである。

（1）YACの役割

YACの役割は次の通りである。

- ・ユースに関する政策やプログラムの開発や実施について、大臣とACYPへの助言を行う。
- ・ユースの問題や政策について、関連団体や政府機関との協議を行う。
- ・法律、政策、プログラムのモニタリング・評価・勧告をする。
- ・ユースの関心を集めている問題についてのフォーラム（問題の選定には大臣の承認が必要）を実施する。
- ・ユースの問題や政策に関する情報収集と分析を行い、大臣とACYPに情報を提供する。

なおACYPは、官民間わず、子どもと若者に関わる機関に対して、当事者が自分に関する決定に参加するためのユースによる提言グループの設置を推奨している。そのためのガイド「A

Guide to Establishing a Children and Young People’s Advisory Group」がある。現在NSW州には128の地方公共団体 (council) があるが、その半分でユース提言委員会を設置している。

(2) YACの委員と選出方法

12～24歳 (任命時) のユース12名で構成され、任期は2年である。委員はACYPが一般公募を行い、多数の応募者の中から審査によって12名が選ばれ、大臣 (DCJ家族コミュニティ大臣) が任命し、給与が支払われる。

YACに参加することを希望する者は、ACYPのHPに設置された応募フォームから申し込むシステムで、2021年には585人の応募があった。人選は、ACYPオフィスが行い、ユースの多様性 (どのようなケアを受けているか、いないのか、文化差、障がいの有無など) をバランスよく反映できるよう検討する。選出される条件として、自分の経験を語れること、他人の意見を聴く姿勢があることなどがある。応募者を小集団に分け、話し合いを行う様子などを観察して選考材料としている。

(3) ユース提言委員会による2022年調査報告書の提言の概要

①「ネットいじめとオンラインの安全性」

スマホを手放せない現代において、ネットいじめなどからくる、メンタルヘルスの問題についての懸念があった。これについては、教育・幼児担当大臣、サイバーセキュリティとネットの危険性から子どもを保護する (eSafety) 大臣とも共有していること、またNSW州の児童青少年のための戦略計画2022-2024の中で重要なトピックスとされていることなどをYCAとDCJ大臣およびACYP間で確認し合った。

②「学校でのVAPEまたは電子タバコの影響」

VAPEまたは学生の電子タバコの使用が増加傾向にあることを懸念している。これに対してYACは電子タバコの危険性はまだわかっていないことが多く、研究が続けられるべきだと提言している。また、アンチ電子タバコキャンペーンについて、NSW州保健省に相談をし、児童青少年が読んで考えられるようにキャンペーンポスターを公衆トイレなどに貼るべきだと助言した。

③「ユースのメンタルヘルスについて - コロナ禍の影響 - 」

ソーシャルメディアやネットいじめによるメンタルヘルスへの影響は、特にCOVID-19パンデミック時に大きなものとなっている。この時期、ロックダウンにより、ユースは長期間にわたって孤立し、社会的交流の機会を奪われた。そして今度は、この規制が緩和されることでユースの不安がますます増大する懸念がある。まったく交流のない状態から、一気に学校に復帰することなどは、社会的疲労を感じさせる懸念があり、メンタルヘルスサポートが必要とされた。それに対してYACは、子どもと若者にそのサービスの説明があまりされておらず、主要なサービスにアクセスできない、またアクセスできても待ち時間が長いことなどの懸念を報告した。

④「教育のカリキュラムについて」

NSW Education Standards Authority (NESA) とNSW州教育省との協議作業においてカリキュラムの検討が進められているが、NESAの代表者のほとんどがYACの会議に参加し、カリキュラム改革の議論が常設議題項目であることを確認した。先住民の研究をカリキュラムの一部として組み込めるかどうかなどを議論した。

⑤「性的同意について」

この議題は、NSW州の関係省に大きな影響を与えた。2021年にACYPが調査した結果から、NSW州の子どもと若者の半分以上が、性的同意に関する教育が不十分であることを感じており、十分に学んだかどうかの確信が持っていないことがわかった。これを踏まえ、YCAは教育省の「意思表示」に関するフィードバックを提供し、この議題についてDCJとも協議した。

⑥「ヤングケアラーについて」

教育省に対して、学校で提供できる情報についてフィードバックを提供し、ヤングケアラーの利用可能なサポートについて知らせ、ヤングケアラーに関する「一般的な誤解の解消」を求めた。また様々なサポートはあるが、その内容に改善の余地があることも述べている。またヤングケアラーが互いにつながり、ネットワークを形成する機会を提供していく「Care gateway」を通じて利用可能なサポートアイデアを出し、スキルと自信を構築していくことも重要だと提言した。

3. クリエイトの活動理念と実践

クリエイイトの活動理念は、「Connect, Empower, Change」（つながり、力を引き出し、変化を起こす）である。ここでは、活動理念を基にした具体的な実践について紹介する。

（1）Connect コネクト

家庭外ケアの当事者同士、当事者とクリエイイト、また当事者とコミュニティをつなぐ活動である。「つながる」つまり関係を構築することは、権利擁護を実践する上での前提となる非常に重要な視点となる。クリエイイトでは、そのために次の2つの方法を行っている。

① Connection Events

イースターパーティー、クリスマスパーティー、離れて暮らす兄弟姉妹との交流イベントなどの楽しいイベントを実施し、家庭外ケアの経験を持つ子どもたち、若者たち同士が出会う機会を提供する。イベントを通じて子どもたち、若者たちに帰属意識が生まれ、彼らが「わたしは1人ではない」と気付く機会となっている。イベントには当事者の子どもたちや若者たちだけでなく、里親やケアワーカーなどのケアラーも参加可能である。

② clubCREATE

家庭外ケアを受けている子ども及びケアラーの子供たち、若者たち（25歳以下）のための専用クラブ。入会すると、誕生日にはお祝いメッセージを受け取れたり、クリエイイトが実施するイベントに招待されたりする。また、ケアシステム改善のための調査・相談への参加に関する情報も得られる。3ヵ月ごとに雑誌“clubCREATE”が発行されている。会員数は30,000人以上で、そのうちの35%以上は先住民やトレス海峡諸島民である。

(2) Empower エンパワー

子どもたちや若者たちが自信をつけ、自己評価を向上させ、自分の意見を述べられるようにエンパワーする活動である。

① Speak Up (SUP)

クリエイティブ・ヤングコンサルタントとしてアドボカイトになりたいユースの養成プログラム。

ケアシステムについて学び、アドボカシー、リーダーシップ、人前で話す力を身につけることを目指す。若者が地方や州、全国のイベントやフォーラムでクリエイティブ代表として、自分の経験について語り、クリエイティブのスタッフと一緒にアドボカシーを行う。SUPを通して自信と自己認識を高め、ケア体験とケアシステムをよりよく理解し、コミュニケーションスキルを高めることができる。

② CREATE Your Future (CYF)

ケアからの移行を開始する15～25歳の若者を対象とした自立支援プログラム。

効果的なコミュニケーション、批判的思考、情報に基づいた責任ある意思決定、自己認識、対人関係スキルなどのライフスキルベースのワークショップを開催している。また、ケアから移行する若者を支援するための助成金制度や、ケアから自立への移行をサポートする情報をまとめたアプリSortliもある。



Sortli アプリの画面。住居探し、健康管理、仕事の検索、権利についての情報を得られる。連邦政府、5つの州政府、IT企業、CREATEが共同開発した。ダウンロード件数は2021年現在9,500。

③ Youth Advisory Groups (ユース提言グループ、YAGs)

家庭外ケアの経験がある10～25歳のユースに対して、自分たちの声を届ける場を提供することを目的とした活動。家庭外ケアの当事者が直面する問題について話す機会を提供し、当事者同士で経験を共有することで、アドボカシー活動やリソース、政策展開に役立てることができる。

④ Resources and Tools

家庭外ケア当事者が自らが持つ可能性を最大限に発揮するために、子どもや若者、ケアラー、専門家など様々な関係者に役立つ資料やツールを用意している。

⑤ Voices in Action Podcast

家庭外ケアを受けている子どもたち、若者たちが負うスティグマを防止するためのキャンペーン“Snap that Stigma Campaign”を展開している。Voices in Action Podcastでは、若者同士が互いに、ケアでの経験やスティグマとの闘い、それに対して自分たちができることについてインタビューし、公開している。

⑥ The Ability Project

障がいをもつ若者向けの自立移行プログラム。

家庭外ケアを受けている障がいをもつ若者に、個々のニーズ、目標、希望に最も適したオーダーメイドのライフスキルワークショップを提供している。

(3) Change チェンジ

アドボカシーを通して政策やサービスを改善し、地域社会の認識を高め、ケアシステムを変えていく活動である。

① Research

家庭外ケア当事者たちのより良い生活を実現するために、「家庭外ケア経験者たちは彼ら自身の人生の専門家である」という視点から、ケア経験に関する意見を聞き取り、報告書に反映したり、コミュニティや政府へ報告したりする。

② Advocacy

家庭外ケア経験者の声を聞き、共に制度改善のための提言を行っている。家庭外ケアを受けている子どもたちや若者たちのより良い生活を創造するために、クリエイトは、以下の7つの面において、優先的に改善する必要があるとしている（図3-1）。

- ・先住民の人々の声をもっと聞くこと
- ・ケアから自立への移行支援
- ・障がいをもつ若者たちにも、他のインケアの若者たちと同様の参加機会を保障すること
- ・ケアワーカー／ケアラーのトレーニング
- ・刑事責任年齢を引き上げること
- ・健康とウェルビーイング
- ・情報の共有



図3-1. 優先的に改善する必要がある7つの項目

③ Hour of Power

若者たちが保護機関などと直接対話し、意見を述べるイベントである。

④ Conferences

Voices in Action Conferencesを隔年で開催している。子どもたちや若者たち、ケアラー、各分野の専門家らが一堂に会し、対等な立場で家庭外ケアを改善するための重要な課題について徹底的に検討する。

4. つながることが難しい子どもとの関係を構築すること

クリエイトの活動に参加している子どもの中には、幼い子ども、身体的な障がいをもつ子ども、知的障がいをもつ子ども、メンタルヘルスに課題を抱えている子どもなど自分の思いを適切に伝えることが難しい子どもたちもいる。そのような子どもたちの思いを汲み上げるために、クリエイトは子どもたちとの関係構築を大切にしている。信頼関係構築のために、それぞれの年齢に応じた楽しいアクティビティを開催して一緒に参加したり、サポートしている組織があ

ることを思い出してもらうためにバースデーカードを贈ったりしている。

アクティビティでは、子どもが心地よく感じることを重視し、大人主導ではなく子どものペースに合わせて活動を進めるようにしている。例えば、コロナ禍により活動がオンライン化した際、オンラインでイベントを行うことが良い方向に働いた面もあった。人と会うこと、人に顔を見せることに不安を持ち対面でのイベントには参加しづらくても、オンラインでなら参加できる子どもたちもおり、今まで接点を持てなかった子どもともつながることができる機会となった。

被虐待児の気持ちの揺れの理解の難しさに対しては、いかなるコミュニケーションもフィードバックとして捉える。どのような表現であっても、彼らとその表現を通して何を伝えようとしているかの理解に努めることが重要である。また、安全な環境を提供することで、子どもたち、若者たちは安心してコミュニケーションがとれるようになる。安全な環境でコミュニケーションスキルを学んでいくことで、そうではない環境であっても発言する力を身に付けていくのだ。

II. 地域支援を目的とした施設の多機能化

ここでは、過去には子どもの入所型施設であったが、そこから地域のニーズに応える形で、様々な支援サービスを提供する機関へと発展していった2つの施設を紹介する。1つはThe Infants' Home (IH) で、もう1つはUnitingである。現在日本でも、地域の子どものと家庭のニーズに応えるために施設の多機能化が進められつつある。この展開において参考になるものと思われる。

IHは、1972年にNSW州で初めて孤児院から乳幼児預かり所へと姿を変え、1974年に後述するファミリーデイケアの提供を開始した。2004年、名称を『The Infants' Home Child and Family Services』に変更し、規模も2倍に拡大するとともに、2013年には早期教育支援センターを開設し、地域の乳幼児のための支援に取り組み、現在に至っている。

Unitingは、25人ほどの子どもが暮らすコテージをいくつかもつ入所型施設であったが1980年代からオーストラリアでは家庭外ケアが里親中心の制度へと移行していく流れの中で入所型施設は閉鎖され、以降、家庭外ケアを必要とする子どもたちへの支援サービス（州政府から資金を得て運営）を提供する施設へと変わり、現在に至っている。

1. The Infants' Homeの実践

The Infants' Home（以下、IH）は日本の保育所にあたり、子どもと保護者のニーズに合わせて、従来から行っている保育・早期幼児教育だけでなく、親教育プログラム、プレイグループ、産後のケア、親子のイベントなど、様々なプログラムを用意して提供しており、地域の子育て支援及び予防的支援を目的とした多機能型保育所のモデルケースといえよう。

(1) IHで提供されているサービス

①早期幼児教育・保育

ア) ファミリーデイケア

幼児教育者が、自宅で少人数の子どもを対象に保育と教育を行うものである。ファミリーデイケアの幼児教育者はシドニー各地に約150人いる。スタッフはIHの職員ではなく、IHに登録をし、IHの教育サポート担当者とファミリーデイケアマネージャーの支援を受けながらサービスを行っている。

イ) センターベースケア

IHがあるアッシュフィールド地区には、4つのロングデイケアセンター（0～3歳対象のマレーハウス、0～5歳対象のゴートンハウス、3～5歳対象のロビンソンハウス、2～5歳対象のジョンソンハウス）があり、日々約250人の子どもが利用している。

②親教育プログラム

コミュニティにおける全ての家族を対象に、内外の専門家と連携しながら、育児に関する各種プログラムを提供している。地元のヘルスサービスやその他の機関からの紹介で利用につながる場合もあるが、DCJからの紹介で参加する人もいる。

IHでは、州政府から認可が取得できるよう、周産期（妊娠期から乳児期）の家族を対象としたプログラムの開発に努めている。

③プレイグループ

幼児を対象に保護者と一緒に遊ぶグループ活動である。子どもにどのように関わるとよいかといったことなどの助言等を行うことがプレイグループの目標の1つである。

コミュニティの人全てが無料で参加でき、週4回実施されている。一番大きい規模のものは近所の公園で行われており、父親が参加するグループも隔週土曜日に実施している。アクセスが容易であるため、その間口の広さを活かして、地域に住む子どもや家族の介入・支援の必要性についてのトリアージを可能としている。介入が必要と見立てた場合には、IHが提供している他のプログラムなどを紹介する。

12ヵ月以下の子どもがいる家庭を対象とした赤ちゃんプレイグループもある。このプログラムは、コロナ禍で孤立した親のために2020年に開始したもので、参加者は増加傾向にある。

④産後ケア

産後ケアは、本人の希望に基づいて家庭訪問サービスを行うものであり、指定地域において無料で提供されている。保健師が派遣され、産後の母体へのケアや養育のアドバイスをを行うと同時に、コミュニティの様々なサービスとつながっている保健師の利点を生かして、情報提供や紹介を行うなどして、総合的にサポートする。来談経緯は、保護者自身からのものが主であるが、病院からの紹介もある。

(2) サービスの基盤となる「階層モデル」

IHでは「階層モデル」にもとづいてサービスを提供している。大きく3層に分かれて、各層にサービスが振り分けられている。

第1層 (Tier1) : センターに来ている全ての子どもを対象とするもの。子どもたちのために、

質の高い包括的な幼児教育を提供する。

第2層 (Tier2)：特別なニーズを持つ子どもたちとその家族を対象とするもの（例：障がい児とその家族）。自然な環境の中で幼児教育者に作業療法士や言語療法士といった専門家が加わって支援をおこなう。感情をコントロールする力、集中力、運動能力、微細運動能力等の向上を促すサポートである。

第3層 (Tier3)：この層でサービス対象とされるのは、積極的なケース調整を行う必要がある子どもとその家族である（例：移民のひとり親家庭など）。最も手厚いサービス提供を行うため、家族に対して総合的な家族サポートプランを提示し、ケースマネジメントやケースコーディネーションを行う。

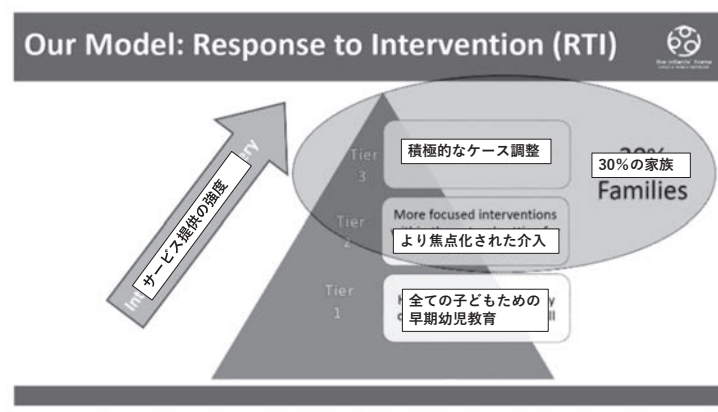


図1-1. IHの階層モデル

(3) 統合ミーティング

原則、すべてのケースについて統合ミーティングを行うことになっており、そこでは、現在のサポート状況、その家族にとっての目標、目標を達成するためのサポート等について検討する。ミーティングは月1回開催され、親と幼児教育者、看護師、ソーシャルワーカーが参加するが、保護者が求める場合にはIH外の専門家や父母以外の家族もミーティングに参加できる。そこでは、子どもに焦点を当てながら、子どもの力量や抱えている課題、また目標となることが話し合われ、3ヵ月か6ヵ月ごとにプランが見直される。

幼児教育者がこれだけの時間や機会を保護者や家族と分かち合うのは非常に珍しいが、大変重要なことである。そうした機会の中で家族とのコミュニケーションを増やし、彼らのサポートニーズがどのように変化しているのかを把握すると同時に、子どもを取り巻く環境がどのように変わってきているのかを評価できるからである。

2. Uniting の実践

Uniting Church in NSW and ACT（3つの宗派が統合されたオーストラリアで3番目に大きなキリスト教団体）の地域サービス部門として、早期教育、児童養護施設、親子支援、里親支援（フォスターリング）、ホームレス支援、高齢者介護、リタイア、障がい、受容的に話を聞いてくれる牧師の派遣などの分野で550を超えるサービスを提供している。1910年の孤児院時代から100年以上の歴史を持つ。

ここでは、子どもと家族へのサービスについて、4つのサービスを紹介する。ひとつは、家庭外ケアの必要性が高いケースに対して、できる限り家庭にいることが維持できるようサポートするプログラム（Intensive Family Preservation (IFP)）である。2つ目は家庭外ケアと

なった子どもの家族に対して、子どものパーマネンシーを保障するために、家庭復帰ができるよう家族を支援するプログラム（Permanency Support Program-Family Preservation（PSP-FP））である。3つ目は、親子のアタッチメント関係に課題を抱えていて家庭外ケアになった6歳以下の子どもとその親に対して、健全なアタッチメント形成を目的に実施されるプログラム（New Parent and Infant Network（Newpin））である。最後は、家庭に居場所をなくした（ホームレスの）若者に対する支援プログラムである。

（１） 集中的な家族維持プログラム（Intensive Family Preservation（IFP））

IFPは、薬物、アルコール、DV、経済困窮、メンタルヘルス、教育の欠如、文化や宗教の相違などの課題を抱えている家族が、より安全な環境の中で生活できるよう、また安心して一緒にいられることを目指したプログラムである。

①対象

0～17歳の子どもがいる分離のリスクが高い家族（DCJからの紹介）

②サービス期間

原則的に6ヵ月間（政府が資金提供を保障している期間）のプログラムだが、アセスメントの上、最長12ヵ月まで支援を行う。

③到達目標の設定

家庭を清潔で安全な環境に保つこと、学校の出席率が向上すること、大人と子どものメンタルヘルスの安定など、ケースの課題に即して、複数の目標を設定する。

④プログラムの展開

・前期（3ヵ月）

前期は、親との協力体制の構築を行う。週2～3回家庭訪問をし、親のニーズを聴くことから始める。家族の変化をもたらすために、問題解決志向法、モチベーションセラピー、DCJなどのセラピーモデルを用いる。ファミリープランを立て、2～3個の目標を達成できるように支援する。

・後期（3ヵ月）

前期ほど集中的ではないが、個別に調整されたケースワーク及び支援サービスを行う。この期間は「ステップダウン」と呼ばれる。

プログラムを受けている間は毎日24時間、ケースワーカー（CWR）に電話で相談できる。

⑤支援者

CWRを中心に、ケースの課題に応じて、教師や言語聴覚士、理学療法士、トラウマカウンセラー、小児科医などと連携して支援を提供する。

近年DVが課題になっている家族が多く、それに応じた支援の枠組みを開発中である。そこでは、加害者の意識に変化を起こすこと、被害者が暴力的な環境にいることを認識できるようにすることなどが盛り込まれている。

（２） パーマネンシーサポートプログラム（Permanency Support Program - Family Preservation（PSP-FP））

家庭外ケアになった子どもの家族に対して、子どものパーマネンシーを保障するため、早期に家庭に戻ることができるよう家族をサポートするプログラムである。

①対象

子どもを家庭外ケアに移すという司法判断が下りた実家族

②期間

最長2年間

③目標

- ・ケアの対象となる問題を減らすこと。家族がともに生活できる状況を維持すること。
- ・ケアの対象となる期間をなるべく短くすること。
- ・環境を安全にすること。

④プログラムの展開

プログラム開始初期またはサポートの必要性が高いときには、週に最大4回の家庭訪問を実施して家族と会う。家族は365日・24時間サポートを求めることが可能である。

家族と子育てのサポート、子どもに焦点を当てたサポート、安全チェック、リスク軽減を目指す。スタッフは、親や家族が子どもにとって安全な環境を作るのを支援したり、方法を教えたりしていく。

目標が達成された場合、裁判所の許可をもって家族のもとに戻る。達成されない場合は、後見人を立てる、長期ケアの里親家庭、養子縁組などのサービスが提供される。

(3) 親子関係構築プログラム (New Parent and Infant Network (Newpin))

Newpin (New Parent and Infant Network) は、家庭外ケアとなった子どもが家族のもとに戻ることを目的とし、親のトラウマケアを組み込んだ親子間の愛着構築に焦点を当てた心理療法ベースの支援プログラムである。親が適切な子育てスキルを得て、家族間の力動を変化させることを支援する。そして、親が自身の子ども時代のトラウマが子育てに与える影響を理解できるような治療的要素も組み込まれている。

①対象者

家庭外ケアに措置された6歳以下の子どもを持つ親。多くは、幼少期に重大な虐待やトラウマを経験している。

②プログラム参加の要件

- ・週2回以上、プログラムを行うセンターに通所できること。
- ・自分の経験を振り返る能力があること。

③目的

- ・親が自分自身の感情的な問題を理解し、洞察を深めて対処し、子どもとの絆を強め、前向きな育児スキルを身に着けること。
- ・親と子の間に健全なアタッチメントを構築すること。

④実施期間と頻度

- ・18ヵ月間、毎週少なくとも2回通所する。
- ・家庭外ケアからの子どもの家庭復帰が実現できたとしても、継続してプログラムに通う。家

庭復帰後の支援は、子どもが家庭外ケアからスムーズな移行ができるようにするために重要である。

⑤ プログラムの展開

センター内でのグループ作業と、自宅での個人作業の両方を組み合わせて行うもので、表2-1に具体的な流れを示す。

表2-1. 親子関係構築プログラム (New Parent and Infant Network (Newpin)) の流れ

- ①**家庭訪問**：最初の出会いは家族の家で行われるべきという考え方をもとに、なるべく早く家庭訪問し、Newpinに適しているかどうかを話し合う（子どもが家庭復帰する前後にも家庭訪問が行われる）。
- ②**アセスメントとレビュー**：親の目標、回復度合いや知識の向上度合いはNorth Carolina Family Assessment Scale (NCFAS) を使い、親とCWRとで採点し、お互いのフィードバックを共有する。プログラム開始時と、その後は6ヵ月ごとにアセスメントとレビューを行い、親子関係の修復支援計画を立てる。
- ③**親子との定期的なふれあい**：センターでは、週1回、家庭外ケアの子どもと親とのふれあいの機会を持つ。センターで親がプログラムを受けている間、子どもはスタッフや他の親とプレイルームで遊んで過ごす。
- ④**個人成長プログラム Personal Development Program (PDP)**：親がこのプログラムを受ける準備ができた段階で参加する。
- <プログラムの内容>
- ・ **SEERS**：親が「サポート、平等、共感、尊重、自己決定」の価値観を取り入れ日常で活用する。
 - ・ **The Family Play Program**：親と子どもが安全なアタッチメントを築くための少人数のグループセッション。
 - ・ **Our Skills as Parents**：親であることの感情や自尊心とアイデンティティ、親としての自信を築き、子どものニーズを理解する。
 - ・ **Keeping Children Safe**：親がスキルを習得して子どもの安全、安心な環境を作り出せるようにする。
 - ・ **The Importance of Play**：アタッチメント理論と、子どもの発達、プレイセラピーの知見をベースにしたプログラムで、理論的学習と実践を行う。
 - ・ **Fathering Today**：子どもの年齢や状態に応じた父親の役割を探り、よいコミュニケーションのテクニックと、適切な子育ての仕方に焦点を当てていく。
 - ・ **Conflict Resolution**：家族内のいさかいが起きた時のトリガー、いさかいの影響、怒りのエスカレート経過などを振り返る。怒り等の困難な感情をマネジメントしていくツールが提供される。
 - ・ **Family Relationship**：家族の中で力のある者の役割を振り返り、家族関係に存在するパターンを特定し、困難な感情に対処する適切な方法を探索していく。
- ⑤**治療支援グループ Therapeutic Support Group (TSG)**：親が自分の気持ちや経験、子どもや他人との関係を探求する。親と子のアタッチメント形成が図られ、子どもたちが落ち着いたときにグループ化する。毎週同じ時間に開催され、継続的に参加し、固定されたメンバーで行う。
- ⑥**パートナーの参加**：主たる保護者がプログラムに参加すると、そのパートナーは週に1回、PDP・TSG に参加する。そうすることで同時に新しい育児スキルを習得できる。

⑥実績

2013年7月から2019年12月までの間、家庭外ケアからの子どもの家庭復帰、または家庭外ケアのリスクがある家族の子どもの分離予防を目標に、NSW州内の約500家庭の子ども850人がNewpinのプログラムに参加した。2019年12月時点で、家庭復帰を目標にした子どもの59%が家族のもとに戻ることができた。家庭外ケアとなるリスクがあった子どもについては、65%が親元での生活を維持できている。

表2-2. Newpinセンター1週間の活動の例

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
9:30~	家族がセンターに自身または送迎で来所				父親と子ども自身または送迎で来所
10:30~	治療支援Aグループ(TSG)	個人成長プログラムA(PDP)	治療支援Bグループ(TSG)	個人成長プログラムB(PDP)	
12:00	未就学児が来所				
12:15~13:00	親と未就学児がスタッフのサポートを受けながら昼食				
13:00	絆とアタッチメントを促進する遊び/家族での遊びプログラム(2組の親子で行う)	絆とアタッチメントを促進する遊び/親子のプログラム<Walking the Talk>話す力を養う・言語を増やす、<Playing and earning to Socialise>入学への準備/子どもの健康を専門とする看護師や他の専門家から学ぶ/メンバー間での会議	絆とアタッチメントを促進する遊び/家族での遊びプログラム(2組の親子で行う)	絆とアタッチメントを促進する遊び/親子のプログラム<Walking the Talk>話す力を養う・言語を増やす、<Playing and earning to Socialise>入学への準備/子どもの健康を専門とする看護師や他の専門家から学ぶ/メンバー間での会議	絆とアタッチメントを促進する遊び/家族での遊びプログラム(2組の親子で行う)
14:30	家族が帰宅または送る				
15:00~16:00	親と小学生がセンターで会う		スタッフのSV/家庭訪問	チームミーティング	父親と子どもが帰るまたは送る
16:00~17:00					
18:00~21:00	父親のための治療支援グループ(TSG)/個人成長プログラム(PDP)				

出典: Linda Mondy and Dr Stephen Mondy. Newpin: Courage to change together Helping families achieve generational change.

(4) 10代の若者の住宅支援（ホームレス支援）

家庭に居場所がなく、家出や徘徊をしている若者に、住居の提供をして居場所をつくり、集団生活を営みながら、本人が課題を克服し、就業のための教育を受け、所得を得て自身の家の家賃を払えるようにしていくためにサポートする。

①対象者

12~18歳で、

- ・DVがある家庭に住んでいる
- ・路上生活をしている
- ・友人知人の家を転々としている
- ・家族人数に対して家が狭すぎる
- ・家族に歓迎されていない
- ・家賃の支払いに不安があるなどの事情がある若者。

サービスは年齢層別で分けられ、12～16歳対象の支援と16～18歳対象の支援がある。

②支援内容

- ・住居の提供：家庭的な雰囲気与生活できるように普通の一軒家で、16～18歳の若者用のベッドは6床ある。その他に時間外の緊急用に4床あり、警察から連絡が入り迎えに行くこともある。入居時間は、午後5時から午前7時である。
- ・サポートサービス：住居を提供している間、薬物、アルコール、ギャンブルの治療やカウンセリング、メンタルヘルスとウェルビーイングをサポートするサービスにつなげ、自立を阻む課題の解決を図る。

③職員体制

職員はフルタイム換算で9人おり、24時間交代制で配置されている。

④利用の仕方

- ・本人が予約なしで立ち寄ることができる「ユースドロップインセンター」で情報を入手して支援を求める連絡をする。またはそこでDCJとの連絡役にもなるインテークワーカーが対応する。
- ・学校のソーシャルワーカー、カウンセラー、教頭、DCJから紹介される。

⑤支援の利用状況

2021年には、411人の利用があった。ここ2～3年で利用が増えている。その主な要因には、18歳になって家庭外ケアの対象外になるが行き場がない、少年刑務所出所後の居場所がないことなどが挙げられている。

Ⅲ. フォスタリング機関の実践

日本では、里親制度の推進が謳われ、進められていく中で、里親を支援する等のフォスタリング機関の重要性が強く認識されるようになり、2022年の児童福祉法の改正で、里親支援センターが新たな児童福祉施設の一つとして誕生することとなった。ここでは、日本でのフォスタリング機関の在り方を検討するため、先進的に取り組んできたオーストラリアの2つの民間フォスタリング機関の取り組みを紹介する。

1つは前節で紹介したユナイティング（Uniting）である。

近年、オーストラリアでは、養育里親のなり手が少なく、あっても短期里親を希望するケースが多く、長期里親の数が足りないことが問題となっている。そこで里親は、親戚や親しくしている人から優先的に検討する傾向が強まっている。近しい人が里親になる、いわゆるキンシップの割合はUnitingの里親支援の中では25%となっている。

2つ目に紹介するフォスタリング機関はエスエスアイ（Settlement Services International（SSI））である。エスエスアイは移民、難民、先住民等の人種や民族的、文化的背景に特化した親子・里親支援を行っている点が特徴である。

1. Unitingの実践

（1）里親のリクルートについて

里親のリクルートは政府が行うが、里親になるための要件は次の通りである。

- ・18歳以上のオーストラリア市民または永住者
- ・安全で安定した、思いやりのある、家庭環境を提供できる
- ・子どもが快適に過ごせるスペアルームが用意できる
- ・里親トレーニングへの参加の意思がある
- ・身元調査（犯罪歴チェック、Working with Children Check）を受ける意思がある
- ・適切な健康状態で、健康診断を受ける意思がある
- ・子どもの世話をすることに伴う特別な責任へのコミットメントを示すことができる

（2）Unitingが行っている里親支援の内容

里親に対するサポートの内容は以下の通りである。

- ・24時間年中無休の緊急電話サポート
- ・子どものニーズに応じた年次手当（非課税）
- ・個々の子どもと里親家庭の状況に合わせた包括的支援（実家族との面会計画も含む）
- ・秘密厳守の無料カウンセリング
- ・子どもの健康、教育、文化、アイデンティティ、家族について、またアドボケイトについての専門的アドバイス
- ・里親としてのスキル、レジリエンス、社会的支援の力を向上させるための継続的トレーニング
- ・近隣の里親ネットワークの紹介

- ・子どものCWrによる定期的な訪問と電話

このほか、里親は、Unitingが連携している里親支援と研修の専門機関（My Forever Family、Foster Care Online Training Australia）による研修と専門サポート、情報提供を受けることができる。

（３）先住民の子どものマッチングについて

先住民の子どもがケアの対象となった場合、その子どもの文化的ニーズが満たされ、その部族と関係がある家庭とマッチングするようにしていく。そのための対応チームが２チームあり、先住民のマネージャーやスタッフで構成されている。

２. エスエスアイ（Settlement Services International (SSI)）の実践

先住民の子どもに特化して里親支援を行っているのが2000年に設立された非営利団体のSSIである。移民や難民など、文化的および言語的に多様な背景を持ち権利侵害を受けやすい立場にいる人々を中心としてサービスを提供している。SSIのビジョンは、人々の多様性を尊重し、有意義な社会的および経済的参加を保障し、個人と家族が可能性を広げることができるような支援を積極的に提供する社会を実現することである。

エスエスアイでは、多様な文化に配慮した子ども家庭プログラム「Multicultural Child and Family Program (MCFP)」が実施されており、このプログラムでは、子どもたちが自分自身の文化的背景について学び、結びついていられることを第一義として、多様な文化的背景を持つ子どもと親への支援（家族維持と再統合支援）、フォスタリング（リクルート、評価・研修、サポート、ケースマネジメントなど）、児童保護における多様性への対応の必要性についての啓発活動を行う。フォスタリングについては、MCFP内のフォスタリングチームが担当している。ここではフォスタリングに限定して述べる。

（１）対象となる里親

支援している里親の文化的背景は、2023年1月現在、55の民族、34の言語、20の宗教となっている。なかには自らが移民である里親や、家庭外ケアとなった経験を持つ里親もいる。なお、里親の52%が子どもと何らかのつながりがあるキンシップである。多様な文化に配慮した里親支援の実践のポイントは以下の通りである。

（２）支援のポイント

①里親希望者の目的意識の把握

里親希望者のアセスメントにおいては、里親になりたい理由や目的が一番重要なポイントとなる。里親になりたいのは子どものため（同じコミュニティの子どもを助けたいなど）か、自分たちのためかなどの目的意識を明らかにする。

オーストラリアでは、独身や同性カップルも里親になれるが、子どもや実親の宗教、出身コミュニティの価値観などの理由で委託が難しい場合もある。

②里親の文化的背景の把握

SSIが支援する里親の多くは多様な文化的背景を持っているため、里親自身の文化について掘り下げて聴き、把握していることが大事である。里親と子どもの間で言語が異なる場合には、文化的な背景が異なることも多く、何らかの支援が必要となる。

また、子どもにカウンセリングが必要であっても、里親がカウンセリングを信じず宗教に頼る、コミュニティに頼るといったこともある。折り合いがつけられるところ、絶対に譲れないところを明確化し、最低基準を決めておく必要がある。

③移民の背景を持つ里親への理解と配慮

里親自身が移民出身である場合は、オーストラリアに定住するまでのプロセスや、難民かどうか、オーストラリアに来たのは親の世代か自分の世代か、なぜオーストラリアに来たのかなど、これまでの経緯や背景を理解しておく必要がある。その中でトラウマの可能性が見つかった場合は対応策を検討する。

④その他

継続的に責任を果たす能力があるか、希望する預かり期間は短期か長期か、トラウマや対応が難しい部分があるかなどと言った里親の要素を1つ1つ確認する。

(3) マッチング後（委託後）の支援

①法律で定められた規定

- ・子どもと里親に月1回里親宅で会う。
- ・教育機関と連絡を取って学校でのパフォーマンスや学業の進捗を確認する。
- ・健康状態を確認する。
- ・実家族とのコミュニケーションをとる。
- ・子どもの背景についての情報が里親に伝えられているかを確認する。

②留意すべき課題

- ・子どもが里親宅を転々とする可能性がある。特に10代の子どもや若者は、混乱や怒りで感情をコントロールできない場合があり、里親から「明日からは違う家庭に委託してほしい」と連絡が入ることもある。しかし、子どもにとっては実親以外の大人に再度拒否されたという傷つきになる。
- ・里親が子どもに危害を加える可能性も念頭におく必要がある。

③支援のポイント

- ・里親に頻繁に連絡をしてコミュニケーションをとる。
- ・里親同士のピアサポートの機会を作る。
- ・レスパイトケアを活用する。この場合、里親宅に、月1回、短期的に子どもを委託する。
- ・コミュニティのリーダーや学校、親、教会などと関係作りを行い、支援体制を整えておく。

(4) 家庭外ケアの支援にあたり必要な支援者のスキル

①自分自身を振り返ることができること

人間には無意識の偏見や思い込みがあるということを前提とし、自分とは異なる文化に対してどのような情報や見解をもっているか、他の人を見ている自分の目に問題はないかを顧みる必要がある。また、子どもたちのケアという仕事をする者として、支援者として、自分自身に正直である必要もある。このような振り返りの過程を通して、文化的背景が違ったとしても、子どもの文化を大切にしたケアを行うことが可能となる。

②モニタリングスキル

支援の中で子どもの安全に関する懸念があった場合には、通告する義務がある。スタッフが安全性の評価をどのように行うか、危険がある場合にどのように通告するかを学べる体制がある。

安全に関する懸念がある状況でのアセスメントの仕方や子どもへのインタビュー方法についてもトレーニングを行っている。子どもの行動、態度に変化があるか、特定の話聞いた時の様子などを把握する。幼児や障がい児の場合は状況を見てリスク評価をしていく。例えばテーブルに頭を打ったということでも、事故か虐待かを評価していくスキルが必要となる。子どもが怖かったと話せるように、できるだけ担当を変えずに子どもがCWRを信頼できるよう環境を整える。

IV. 里親変更時（移行期）の治療的支援—里親変更を繰り返す子どもの支援—

フォスタリングにおける大きな問題の一つは里親ドリフトである。NSW州政府による調査報告（2021年）によれば、5年以上、家庭外ケアにある子どもの15.1%が、5回以上の委託先の変更を経験していた。その背景には、子どもの行動化によって養育が困難となり里親不調につながってしまうことがある。また近年のオーストラリアでは、里親の希望者が減少し、あっても短期の里親の場合が多いため、家庭外ケアを短期の里親でつながざるを得ない状況が生まれている。

このことが子どもにとっては大きなトラウマや喪失体験となり、新たな心の問題を累積させてしまう。オーストラリア子ども財団（Australian Childhood Foundation（ACF））では、これを防ぐために、里親変更が繰り返された子どもに対して、里親変更時（移行期）が心の痛手にならないための治療プログラム（OurSPACE）を開発し、提供している。

ACFは、1986年に設立された、虐待やネグレクトに苦しんでいる子どもたちに対する専門的なトラウマカウンセリングと治療ケア、児童虐待予防に関する研究、専門家に対する教育（NSW州登録研修機関）、コミュニティ意識向上プログラムの実施などを行う非営利組織である。児童虐待の予防と、虐待が子ども、家族、地域社会にもたらす悪影響の軽減に努めている。オーストラリア全土で32の機関・団体と連携してプログラムやワークショップを行っており、全国で一日約1,000人の子どもを支援している。被虐待児等に対する様々な治療プログラムを開発、実践しているが、ここではOurSPACEについて紹介する。

1. OurSPACEについて

（1）概要

OurSPACEは、NSW州に居住し、里親やキンシップによる家庭外ケアを受けている16歳以下で過去6ヵ月のうちに委託先が最低2回変わっている子どもを対象に提供する、専門家によるアウトリーチ型のトラウマに焦点を当てたセラピーである。

家庭外ケアを受けている子どもたちの居住先が頻繁に変わっている現状を減らすため、子どもをサポートし、周囲との関係を築き、支援者が変わらずに子どもに寄り添うことができ、安定した居場所が確保できるようになることを目的に実施されている。プログラムはおおよそ6ヵ月で行われ、費用はDCJの児童保護プログラムから拠出されている。スタッフは5名の先住民スタッフを含む18名（非常勤含む）で、うちセラピストは14名である。常時、約250人の子どもがプログラム対象となっており、約70名の待機リストもある。

（2）OurSPACEで支援を受けている子どもたちの状況

（Outcome of the OurSPACE NSW Program 2019-2022より）

- ・ケアの委託先：里親ケア53%、キンシップケア40%、ユースワーカーがいる宿泊場所7%
- ・年齢：3～8歳 24%、9～11歳 29%、12～16歳 47%

- ・ジェンダー：男子 54%、女子 46%
- ・先住民の子ども：全体の6割（先住民の子どもについては開始前に文化的アセスメントを行い、先住民によってデザインされた、先住民のためのリソースを使用している）
- ・子どもたちの虐待被害の状況：1歳以前に虐待を受けている - 97%、心理的虐待の被害経験がある - 98%、性的虐待の被害経験がある - 62%、身体的虐待の被害経験がある - 97%

（3）OurSPACEで用いられるツール

① TCP：Therapeutic Connection Plan

ニーズや心配事に焦点を当てた評価。子どもや家族、コミュニティの支援者など、誰もが理解できる内容で、子どものための視点で書かれている。悪い子ではなく、なにを心配して困っている子なのかが分かるものとなっている。

② TECA：Trauma Expression and Connection Assessment（巻末資料「TECA」参照）

子どもの言動の背景にある本当に伝えたいことを誤解し、誤った対応をすることが、不調の原因となるという認識から開発された、その関係性に焦点を当てたアセスメントツールである。子どもの言動の多くはトラウマ体験と結びついているという視点で、子どもの状態やその背景にあるトラウマの理解、そして介入の仕方をチーム内で共有することを通し、自己調整ではなく支援者と共同で子どもが言動を調整できるようになることを目指す。支援の効果を評価するツールでもある。

国内外で活用され、世界各地の先住民に対しても使いやすいかなどのフィードバックを受けながら開発を続けている。終了した時点でトラウマ行動が大幅に減ったという結果も出ている。

③ Words Matter

子どもたちについての語り方の枠組みを変えるためのツール。子どもたちのストーリーを語る際にどのような言葉を使うかによって、子どもたちの世界を見る大人の視点を変えることができ、それは子どもたちの将来を変えることにもつながるという考え方を基盤としている。

例えば、「無礼で失礼な子」と言われる子どもの行動について、否定的な感情が表れているのかもしれない、友だちを求めて失礼なことをしているのかもしれない、という視点を持つと、「苦しんでいる子」「不確かだけど求めている子」と言い換えることができるだろう。

④ 移行期プラン：Transition Plan Social Story

措置先が変更となる子どもたちは、次の委託先の情報をほとんど持っていないために多くのストレスや恐れを抱え、その結果として行動化が起こっている。現在と未来のケアラーや子どもにとって大切な大人を含めたケアチームと共にソーシャルストーリーを作成することで、何が違って何が変わらないのかを子どもが理解し、見通しを持てるようにする。そして、子ども自身の声が今後の計画に取り入れられるようにもする。

⑤ 良い別れ：Good Goodbye Social Story

家庭外ケアにいる子どもたちは対人関係の終わりを何度も経験しているが、ケアの終結の多くは突然で予想外のものであり、お別れを言うこともできない。1つの段階が終わるときには“良い別れ”を経験し、悲劇的な喪失体験とならないように、今までのストーリーと一緒に語り、今までやってこれたことを祝すと同時に、これからも覚えているということを伝え

る。作成したソーシャルストーリーの冊子は子どもたち自身が持っている、いつでも見返してどう感じたかをまわりの人たちと共有することができる。

⑥ OurSPACE Database

独自のデータベースを持っている。内容は次の4つの層に分けられる。Aの層の情報は、DCJのChildStory（第1部）のIDに紐づけされている。

- A) 基礎情報：生年月日、ジェンダー、家族歴など。ChildStoryとの共有情報。
- B) 関係のネットワーク：これまでのケア先、学校、文化的なつながりなど。
- C) OurSPACEのかかわり：子どもと過ごした時間数、セラピー内容、子どもと関わるために使った移動の時間数、文化的なかかわり内容など。
- D) 変化：TECAなどを使ったプログラム前後の評価、目標の達成度など。

（4）OurSPACEの効果

- ・先住民の子どもの25%が実家族の元に帰り、帰れなかった子どもの65%が実家族とのかかわりを回復した。
- ・里親などの子どもに関わる支援者の81%が、子どものトラウマのニーズをより理解できるようになった。
- ・兄弟姉妹がいる子どもの75%は、兄弟姉妹との関係が改善された（兄弟姉妹とは別々に住んでいることが多い）。
- ・非行などで司法の関与があった子どもの85%は、再犯していない。
- ・重大な危害に関するリスク（ROSH）の報告が80%減少した。
- ・プログラム終了から1年が経過した184ケース中、127ケースはその後不調なく里親委託が継続された（2022年1月DCJサンプル調査より）。

2. OurSPACEを活用した事例 ～Journey・ハリーの物語～

2022年8月に開催された国際児童トラウマ会議でACFが報告した事例である。ハリーという里親宅で暮らす男児に対して、OurSPACEを用いた定期的なスーパービジョンを行った架空事例である（ACFから報告書記載の許可を得た）。

（1）プログラムの準備段階

①担当セラピストの選任

チームリーダーであるテイラーはハリーのインタビューフォームを見て、ハリーがトラウマ表出をしていると思われること、サッカーが好きなことなどから、担当セラピスト（以下Th）として男性のアーロンが適任であると決めた。

②アセスメント

この1年で6回も居住場所が変わっているハリーは、夜中に何度も里親の部屋に入る、大人しく座ってられない、里親や友だちを叩く、物を投げるなどのトラウマ表出が認められた。Thはインタビューフォームへのこうした記述の中に、“人とのつながりを作りたい”“共感が欲しい”というハリーの本当のニーズを感じた。しかし、注意を引きたいだけという里親の言葉や、

ケースワーカー（CWr）の使う言葉からはハリーの行動などに圧倒されてトラウマ表出と捉えられておらず、燃え尽き症候群になる危険性があった。そのため、CWrなどハリーのまわりの大人たちに働きかけ、正しい理解を促し、システムの安定化をはかる必要が感じられた。

③プログラムの方向性

TECAを使って、ハリーのトラウマ表出の特徴やどのようなアクティビティが合っているかを検討した。その結果、スポーツが好きなので、まずは簡単で楽しいスポーツ型のアクティビティから始めていくこととした。

④ハリーへの説明

Thは、ハリーに対して、「Thは NSW州の各地に住んでいて、怖い体験をして抱えきれない感情を持つ子どもを助ける仕事をしている。私は、あなたのまわりにいる大人たちがあなたを理解することを助けてたい。2人で話すことは2人だけの秘密だが、ハリーに安全でない状況が起ころ心配があった場合、まわりの大人たちにも伝えて守ってもらえるようにする」と伝える。

⑤ケアチーム

ハリーは、居住する里親家庭だけでなく、学校も何度か変わっている。まずは少し落ち着いている家庭の方からアプローチしていく。

ミーティングには里親とCWrに出席してもらう。学校にもハリーが信頼している先生は誰かを確認し、その先生に、ハリーが不安定になったときにどのような形で表出され、誰がどのように落ち着かせるかなどを聴く。

※ケアチームには子どもに関わる全ての専門家、全ての家族や里親、子どもにとって大切な人（教師、サッカーチームのコーチ、レスパイト先の職員など）が含まれる。ケアチームのメンバーが子どもの顕在化された言動ではなく、その奥にどのようなトラウマが隠れているかという視点を通して子どものニーズを理解し、チーム内で共有することで、子どもがどの場面でも、一貫したサポートを受け、安心できるようになることを目指す。

（２）プログラム初期のアセスメント（3週間後）

① TECAの評価

里親と記入したTECAの評価結果では、ハリーはFight＝闘争反応が最も高いことが分かった。そのため、闘争的だが社会的に受け入れられる表出の仕方を学べるようなアクティビティを選ぶこととした。例えば、サッカーが好きなのでメディシンボール投げなど運動系アクティビティ、あるいは、優しく触ることを学ぶためにハリーが好きな犬のブラッシング、シャボン玉を吹くアクティビティなどを行う。

※アクティビティの実施場所も子どもが安全と感じられる場所を選んで行う。例えば、キッチンやサッカー場、学校や図書館など。また、里親自身もトラウマを経験している可能性があるとの認識のもと、子どもと里親の関係性にも注目する。

② TCP

子どもと共有すべき情報をTCPに収めていく。例えば家族の情報、支援者から聞いたハリーの長所、これまでのハリーの語りから得られたストーリー、さらにはThの役割まで記録に残す。いずれハリー自身が読む日が来ることを考え、慎重に作成する必要がある。

特に実父が暴力的であることや犯罪を犯した移民として国外に出国させられた事実をどう扱うかが難しいと感じている。

※上記のような問題を扱う時に重要なのは、子どもの体験に対する共感的姿勢と信頼関係の構築であり、それによってハリー自身が今体験している感情の背景にあるトラウマへの理解を深めることができる。ハリーの感情に焦点を当てたり、その感情のもとになっているトラウマ的出来事に名前をつけるという方法で、トラウマ体験から一定の距離を保つことができる。

③ 安全性の評価

子どもの安全性を評価する。ハリーは、生きていたくないという感情を示したことがあり、自殺リスクがあることが分かった。また、落ち着きを失ったときに、椅子を投げるなど自分や他者に危害を加えてしまう危険性がある。

④ 関係性の評価

子どもと家族やまわりの大人たちなどとの関係性を評価する。ハリーの関係性のネットワークを図で表すと、家族とのつながり以上に専門家との関係が重視されるものとなっており、それは今後の課題と言える。

⑤ 文化的つながり

ハリーはタミル族の出身だが、その文化から引き離され、文化とのつながりが大切にされていない状況である。具体的には、彼の里親はイギリス系オーストラリア人であり、文化的にミスマッチを起こしている。実母と会ったときにタミル語で話すこともできない。

※対象の52%が先住民の子どもとなっており、先住民の家族や子どもへプログラムを提供する際には、事前に文化的要素（習慣、歴史、宗教など）について協議している。リソースについても先住民によって作成された先住民のためのものを使用している。

④ 方針設定（ゴール）

- ・里親をサポートし、ハリーの行動を共に落ち着かせることで環境を安定化させる。
- ・セラピーによってハリーの心配やマイナスの行動を少なくする。Thとの間で安全と思える関係を築くことで、ハリーの感情や自殺願望についても話し合えれば良い。
- ・ハリーがタミル文化とよりよくつながれるように配慮を促す。
- ・学校へ働きかけ、トラウマ表出の際にサポートしてもらえるようにする。

（3）プログラム中の評価（6週間後）

① 成果

関係機関に文化的つながりの向上をお願いしたことで、タミル語が話せるスーパーバイザーと出会い、実母とタミル語で会話ができるようになった。おじともテレビ電話でタミル語を使って話し、ヒンドゥー教の寺院にも時々行くことが出来ている。

② 課題

里親がハリーのトラウマについて理解できず、否定的な感情を持ってしまっている。トラウマが表出された際、ハリーが悪い、罰を与えるべきだという態度を取っている。CWriより、ハリーが寝る時間に叫んだので里親が彼を叩いたという報告も出ている。

※通告をし、ハリーの安全のためにCWriに対して里親先の変更を主張する。

(4) プログラム中の措置変更への対応

ハリーはシドニーから車で12時間離れたブローケンヒルのタミル文化を共有するおじ夫婦の元でキンシップケアを受けることとなった。

① Transition Plan Social Story

遠いところ、新しい環境に行っても、今まで通り会えると伝えてハリーを安心させることができた。

※NSW州内であれば、たとえ遠くに行っても同じセラピストが継続して対応し、措置変更のプロセスに寄り添うことが出来る。NSW州全域を対象とするため、いくつか拠点を持っているが、必要があれば飛行機を使った長距離移動やZoomなどのオンラインも使用する。

② 措置変更後の評価

環境が大きく変わり、時差もある。しかし、ハリーにとっては自分の家に帰ってきたという感じもある様子である。おじとは親しい仲で、家の中でもタミル語で話せるし、実母との交流時もおじがサポートしてくれているなど文化的にもマッチしている。Thと話した時も落ち着いて幸せそうであった。

(5) プログラム終結に向けての準備 (6ヵ月後)

① プログラムの評価

訪問やテレビ電話によるハリーとのセラピー、おじとのビデオセッションなどを定期的に行ってきた。おじはハリーのトラウマについてしっかりと洞察してくれており、関係性における安全性を確立できている。結果として、ハリーは落ち着いて遊びを楽しめるようになっている。学校も協力してハリーが安全であると感じながら学べるように環境を整えてくれている。現在でも少し落ち着かないときはあるが、以前のように椅子を投げたり友達を叩くことはなくなった。

② Good Goodbye Social Story

事前にThの役割が終わること、いつきようならを言うかを伝え、それに向けてツールを使いながら、良いお別れができるように準備する。

③ Thの感情も振り返る

セラピーの終わりはThにとっても悲しいことだが、それほど親しくなれたことを良いお別れを通じて表現できること、思い出に残ることを伝える機会が持てることは嬉しい。

一番大事なのはハリーが元気で安全な環境にいるということであり、おじたちが自分の役割を続けていってくれること、ハリーがおじといることに喜びを感じられていることは本当に嬉しく思っている。

(6) プログラム終結

報告書の作成と次の子どもとの出会いに向けて準備を行う。

第3部 アンドリュー・ターネル氏との対話

1. アイリーン・ムンロー著「子ども虐待、保護から早期支援への転換」について

私の親友であるアイリーン・ムンローの著書「EFFECTIVE CHILD PROTECTION」は、2002年に第1版が出版されたが、2019年に出版された第3版は、かなり内容が変化している。初版について私は、あまりにもシンプルであるという批判をした。しかしその後17年間に亘り、アイリーンは英国で革新的なプロジェクトを行い、私もそれに協力をして、ともに新しい本の内容に到達したという経緯がある。だからこの第3版が日本で翻訳され「子ども虐待 保護から早期支援への転換」（2021年、明石書店）として出版されたことを大変嬉しく思う。

サインズオブセイフティについても、特に英国の状況を中心として進化してきたということが言えると思う。実は2週間前ロンドンでアイリーンとも会ったときに、これに関する議論をかわした。それは、児童保護のリーダーシップ、組織と実践に関わるリスクインテリジェンスの観点からの議論で、いま、それについての本を執筆している。

2. サインズオブセイフティの始まり

各国の環境や制度は異なるが、背景にある部分はあまり変わらない。東京の家族であっても、トロントの家族であっても、オーストラリアのタナミ砂漠の家族であっても家族自体はそれほど変わらない。文化の違いはもちろんある。例えば日本では恥ずかしいというような意識、文化があると思う。トロントのような欧米系の文化となると、何か間違ったことをしたということ認めることが重要という意識がある。

オーストラリアの遠隔地にあるタナミ砂漠に行くと、ここにも恥という文化がある。何か間違ったことをして、それを認めてしまうと、自分だけでなく親も先祖も、子どもたちも関係のある人全てが恥ずかしい思いをするという意識が存在する。

このことが、私がサインズについて述べた著書である「Working with 'Denied' Child Abuse」¹に日本が注目した理由と認識している。

この本は日本語に翻訳されているが、その細かいニュアンスなどが残念ながら明確に翻訳しきれていないと感じている。日本の翻訳者を批判しているわけではない。ここで課題となるのは、コンテキスト、つまり文脈や、背景となるものを踏まえて翻訳する難しさである。

例えば、小さな子どもや赤ちゃんが骨折をしている、脳内出血になってしまった状況に直面したとき、フロイトの心理学、精神医学以降、欧米では、まずなぜ起こったのかの原因を認めない限り改革、変化を起こすことができないと考える。だから子どもに危害を加えたことをまずは認めないと変化は起きないということになる。しかし、著者であるスージー・エセックス

¹ 「Working with "Denied" Child Abuse – The Resolutions Approach」(2006年, Open University Press) (邦訳「児童虐待を認めない親への対応－リゾリューションズ・アプローチによる家族の再統合－」(2008年, 明石書店))

と私はそういった考え方にNOと言った。

ドクターが、偶然ではなかった怪我が発生したと認識し、そのことを関係者が理解するよう説明する。誰がしたかを認めなくとも、理解があれば、対応ができる。こうした理解が必要といったニュアンスが、翻訳しきれなかったように思う。サイNZは、関係者に対して、子どもが怪我をしたことはあったかもしれないが、将来は子どもが怪我をしないような状況にするために、我々と一緒に仕事をしませんか、ということ伝える。

私は、アイリーンの2002年の本をシンプルすぎると批評した。精神分析学的フロイトの訓練を受けたアイリーンも、私の本に対してあなたこそシンプル過ぎると批評した。お互い仲が良く、その後いろいろなアイデアを出し合って、互いに認識を変え、深めながら今日に至っている。したがって、アイリーンの「子ども虐待 保護から早期支援への転換」は、サイNZオブセイフティの進化を示す本でもある。

3. 先住民における児童保護の現状とサイNZの成果

スティーブ・エドワーズと私が、34年前の1988年にサイNZオブセイフティに関わる仕事を始めた当時、オーストラリアで家庭外ケアを受ける子どもの25%から30%が先住民の子どもたちであった。初めてサイNZオブセイフティに関する本を出版した1999年の段階では、その割合は約36%に増加していた。その後23年経った2022年現在はどうかという、約56%である。

この話をする時私は涙が出る。1988年、スティーブと私は、二人の白人のオーストラリア人として、オーストラリアの白人の社会と先住民の家族の子どもたちが、うまく協力できるような、助け合えるようなシステムを創ろうとこの仕事を始めたが、むしろ悪化している。現在、オーストラリアでは、先住民の子どもたちは先住民でない子ども達と比べると家庭外ケアの対象児童は10倍である。背景にはオーストラリアの人種差別があり、過去にあった先住民家族の植民地化という問題は、今なお変わっていない。

したがって、我々がやってきたサイNZオブセイフティの効果は、スティーブと私が求めていたものには、未だなっていない。

サイNZオブセイフティによって先住民の方たちの状況が改善された州はオーストラリアで1つしかない。それは北部準州（ノーザン・テリトリー）である。

4. ノーザン・テリトリーでのサイNZの成果

2017年以降の5年間で、サイNZオブセイフティによって、北部準州では他の州と比べてケアの対象となる子どもたちを12.5%減らすことができた。オーストラリア連邦は、7つの州と準州によって構成されている。西オーストラリア州でもサイNZは実施されたが、その実施のあり方が、北部準州とは全く異なっており、サイNZによる影響は何もなかった。ケア対象となっている子どもの数は増えも減りもしなかった。これに対して北部準州ではケアの対象となった子どもが減ったのだ。

この理由については、特にサイNZのモデルがどうということではなく、どのような文脈や背景の中で行われたかが重要であった。

NSW州は、ケアとの対象となっている先住民の子どもたちの増加率が国内最悪なものとな

っている。また、NSW州並びにクイーンズランド州と南オーストラリア州においては、先住民の子どもたちがケアの対象となった場合、ケアの期間が、平均して他州より長いという調査結果もある。ケアと対象となる子どもの人数自体もNSW州、クイーンズランド州、南オーストラリア州で多いということに加えてである。

政府の制度自体が、人種差別的なものであるため、状況が悪化したと考えられる。西オーストラリア州、NSW州、クイーンズランド州、南オーストラリア州ではできなかったことが北部準州でできたのはどういった違いがあったのか。その理由は8つあるが、最も重要な3つについて触れることにする。

5. 成果を上げた理由

(1) 組織のリーダーシップ

最初のポイントは、組織のリーダーシップに関わることである。北部準州におけるチームのエグゼクティブレベルのリーダーが全面的にそのプログラムに関わっていたことが第一点である。執行役員であっても、最高責任者であっても、毎週オフィスに行って児童保護にかかわっている支援者と話し、先住民のコミュニティにも出向いて一緒に時間を過ごすことをベースに、改革のプログラムを展開していった。エグゼクティブレベルのリーダーが、ケアにあたる支援者、そして子どもや家族の生活の場や職場に出向いて関わった。このことが他の州ではなかった大きな違いである。

(2) 先住民のスタッフの増員

2つ目のポイントは、北部準州において、先住民のスタッフを増員したことである。ただ単にスタッフを増やすだけではなく、管理的立場、つまりシニアレベルかリーダーの役職に就いて共に実践的な取り組みをしたということである。

(3) 先住民に配慮した支援

3つ目のポイントは、2つ要素があるが、先住民の子どもたちを白人によるケアの対象とする制度をやめたということ。子どもが家庭外ケアの対象となる場合、その子どものコミュニティ内の人、親戚の人、拡大家族の誰かに子どもたちを見てもらうことにし、白人によるケアをストップした。帰属意識を持っている自分たちのコミュニティでケアを受けるという体制に変えたことである。

北部の先住民の人たちは、サインズオブセイフティが北部準州にあったから状況を改善できた、と言ってくれるが、サインズオブセイフティは、移動手段としたら自動車でしかない。乗り手や道路等の環境が重要となる。上手くいくためには、先住民のリーダーシップの下に先住民の人たちの権限を強くし、そして白人によるケアをやめたことが重要だった。それらがなかったら、サインズオブセイフティがあっても、何も違いは起こらなかった。こうしたコンテキストが大切なのである。

6. 子どもと家族の暮らしに関わること

アイリーンは本の中でこの点を指摘している。ただ単に支援モデルやアプローチがいいなどではなく、実施する場合のコンテキストを考えなくてはならない。リーダーとなる人々が、地元のコミュニティに実際に入っていて、家族と接触し、家族からフィードバックをもらう、ということが大切なのである。

学者は非常に賢いかもしれない。しかし彼らは最貧困の家族がどういう状況かについては分からないことが多い。私には地方に住む姉妹がいる。彼女らは、地方で生まれ育った人で、白人だが、教育もそれほど受けてはおらず、苦しい状況も経験した人物である。しかし彼女らは、先住民の人たちと適切に関わることができる。本当に大変な生活をしている人たちの状況を理解できるからである。支援にはそういう人が必要なのである。

日本でも、敬意を表する、尊重するということが重視されるが、実際にそのケアの対象となり得る人たちのドアをノックし、彼らを尊重し、その場に入っていくことが重要である。素晴らしいモデルや政策や法律があっても、それが実際の現場の人たちや家族にとって適切とは必ずしも限らない。

ピラミッドの一番の底辺となる現実、子どもと家族の暮らしといったことが非常に大切で、そこを理解し、それをベースに取り組まなくてはならない。ただ単に技術的にチェックすることや、大変な状況になったら子どもを保護することではなく、もっとその底辺の暮らしから働きかけていくこと。アイリーン・ムンローが日本で講演をした時、欧米をフォローするなど言っていたと思う。それは今まで欧米でやってきたことが、システムとしては失敗しているからである。

7. 日本のコンテキストを踏まえたサインズの展開

サインズは日本で広く知られるようになったが、その国のコンテキストで、ということが重要で、そこで働く人々や、家族の経験、体験が大切となる。私もウズベキスタンで仕事をしている。ウズベキスタンには、孤児院で育ったシリア系の人たちがたくさんいる。大人になった彼らは、精神的もしくは身体的な障害を抱えている状況がある。今、彼らがもともと帰属していたコミュニティに連れ戻す、ということをしている。また、カンボジアでも同じような仕事をしている。いずれにおいても、その国のコンテキストにあったサインズの展開が重要である。日本でも同様と認識している。

8. 日本の状況へのコメント

日本が世界の他の国々に比べて遅れているということではない。リーダーシップについては、世界各国で状況が悪化してきていると認識している。特に欧米系の諸国でしかりである。リーダー格の人たちは上層部で、現場から遠い所において、その現場で実際に何が起こっているのかを分かっていない状況である。それは日本でもオーストラリアでも、世界のその他の欧米諸国でも同じである。

国のリーダーであっても、スポーツチームのリーダーであっても、社会保障サービスであっても、ソニーであっても、アップルでも、ベストなリーダーの資質には同様の要件がある。そ

れは、自身が、手を汚れる仕事をする。つまり現場に行って、仕事をする人たちと知り合い、同じ仕事をするということが大切ということである。優れていないリーダー、最悪のリーダーは、考えた知識が答えだと思っているような人たちとなる。児童保護は当然アップルやソニーとは違い、コンピューターや車を作るよりももっと複雑である。だからこそ、子どもと関わる仕事をしているリーダーは現場に行かなくてはならない。現場から学んでいく必要がある。

アイリーンは2010年の段階でこの点を指摘し、英国はもちろん、日本、オーストラリア、米国などに語りかけたが、実際のところ英国においては、当時よりも状況は悪化している。一定の効果はあったが、全体状況は改善していない。ケアの対象となっている子どもは増え、裁判の数も増加している。ソーシャルワーカーの不安も増幅している。退職するソーシャルワーカーも増えているという意味では、日本と英国では違いはそうないという状況ではないか。つまり、アイリーンが指摘したことを、欧米では、適切にフォローできていないということになる。

9. 日本から学ぶこと

日本のTQC (Total Quality Control) は非常に有名である。TQCは何かというと、トップレベルのリーダーが、車なら車と作る人と実際に関わる、トップからボトムまで一丸となつてということで、日本はそのTQCにおける世界のリーダーだった。そこから得られる見識はたくさんあると思う。

アイリーンと私は、品質管理へのアプローチ、つまり日本のTQCやTQM (Total Quality Management) のソリューション方法を見ながら、その品質管理へのアプローチを取り入れようとしてきた。日本のリーダーシップの考え方は、チームで仕事をする、トップからボトムまでのチームワークという考え方にある。

ただ一方で日本の社会の中にはヒエラルキー、上下関係がある。しかし上下関係は、アメリカやイギリスにも、もちろんオーストラリアにもある。チームがうまくいかないとトップは現場から離れて、コントロールするようになる。社会全体で考えた場合、一番下のところにいるのは誰かとなると、子どもたちであり、貧困層であり、先住民であるということになってしまい、権限を握っている人たちは、そこから遠く離れたところで、その権限を行使するという形になってしまう。

10. 都市化の中の先住民

先住民と一言で言っても、皆同じような生活をしているわけではない。砂漠に住んで孤立した地域の中で、1000年前と変わらないような伝統的な生活をしている人たちもいる。一方多くの先住民は、都市に住んでいて、成長してきた。欧米型の社会の一員となっている。しかしそこにいる先住民の多くは、路上生活、アルコール中毒、メンタルヘルスの問題など多くの課題を抱えている。暴力も経験し、貧困に苦しんでいる状況にある。都市の中では、彼らの文化は失われてしまっている。確かに都市化によって状況が悪化しているということは言えるだろう。

そして人々が持つべき力は、そういった人たちから離れていってしまっている。貧しい人がより貧しくなるといふ二極化が進み、サイズも含め色々なモデルを使っても、なかなかそれが是正できなくなっている。このような極端な二極化にどう対処していくかが大切となる。

虐待の問題を解決するという視点は、本当にシンプルな見方でしかない。彼らが必要なのは、きちんとした家、清潔な水、教育、健康であり、そのギャップを埋めていくことが大切な要素と考える。

最後に、現在、世界各国の児童保護機関へのアクセスが非常に増加している。これにはロシアのウクライナ侵攻によって電気料金等が上がり、生活に困窮する家庭が増加しているという背景がある。今後、この分野で仕事をしている全ての人たちの仕事が、これからますます大変になっていくだろう。

11. ターネル氏の今後のビジョン

アイリーン・ムンローと私とで、二つの論文を作成中である。

一つは、リスクインテリジェンス。継続的そして永続的な子どもとリーダーとのかかわりについてである。

今我々は、サインズオブビロンギング（帰属意識の兆候）という考え方に取り組んでいる。10年ほど取り組んできたが、これについて日本で話をすることはなかった。これは子どもがケアの対象となっている場合に活用するサインズへのロジックに関するものである。目標は、子どもがケアの対象となった場合、そのケア期間が一週間でも、成人する期間までであっても自分の文化やコミュニティ、家族などとのつながりがあるという意識が高まるようにすることである。そして自分の文化、コミュニティ、自分の周りの人々、家族、親戚などに対する帰属意識が構築できるようにする、ということが目標となる。

実際に施設ケアでも里親ケアでも、代替的環境は子どもにダメージをもたらすという結果が出ている。彼らはその環境の中で、孤立意識を持ってしまい、ケアを離れる時も、孤立感を持ったまま離れていくことになる。もちろん教育や身の回りのケアは必要だが、それに加えて、心と魂の問題を獲得する必要がある。自分が生まれたコミュニティや、核家族だけでなく、拡大家族、文化などとのつながりの意識を深めていく、ということが大切であり、そこを育てていくことが重要となる。それが、サインズオブセイフティから発展したサインズオブビロンギングであり、帰属意識を持てるような形に、成長なら成長の基準とするということである。

もう一つ私が関わっているのが、品質管理のためにリーダーシップに求められる要件をケースマネジメントシステムに取り入れる取り組みである。それはイギリスとアイルランドのITデベロッパーと共に今、取り組んでいるところである。

参考文献/資料

第1部

Alliance for Forgotten Australians.

<https://forgottenaustralians.org.au/about/apologies>

Australian Bureau of Statistics <https://www.abs.gov.au/>

Australian Government, Australian Institute of Health and Welfare(2021). *Child Protection Australia 2020-21*.

Digital Classroom. 'Bringing them home' 2008: National apology to the Stolen Generations.

<https://digital-classroom.nma.gov.au/defining-moments/national-apology-stolen-generations>

Fact sheet: What was the Bringing Them Home report?

<https://healingfoundation.org.au/app/uploads/2017/04/BTH20-Fact-Sheet-1.pdf#:~:text=On%2026%20May%201997%20the%20landmark%20Bringing%20Them,from%20their%20families%E2%80%94were%20acknowledged%20in%20such%20a%20way>

Forgotten Australians Our history.

<https://forgottenaustralianshistory.gov.au/about.html>

増沢高 (2023). 資生堂子ども財団, 第 47 回 (2022 年度) 資生堂児童福祉海外研修報告書, 第 1 章.

増沢高・田中恵子(2020). 児童虐待対応における海外の情報共有システムについて (オーストラリア、イギリス、カナダ), 第 1 部オーストラリアの児童家庭支援における情報共有について. 子どもの虹情報研修センター.

National Museum Australia. National apology to Forgotten Australians and former child migrants.

<https://www.nma.gov.au/defining-moments/resources/national-apology-to-forgotten-australians-and-former-childmigrants>

NSW ChildStory. <https://www.facs.nsw.gov.au/families/childstory>

NSW DCJ Building Stronger Communities.

<https://www.dcj.nsw.gov.au/about-us/building-stronger-communities>

NSW DCJ, Caseworker Dashboard. September 2022 Quarter.

NSW DCJ, Child at risk of harm and neglect.

<https://www.facs.nsw.gov.au/families/Protecting-kids/reporting-child-at-risk/harm-and-neglect/chapters/signs-of-abuse>

NSW DCJ, NSW Interagency Guidelines for Practitioners.

<https://www.facs.nsw.gov.au/providers/children-families/interagency-guidelines>

NSW Ombudsman(2021). *Biennial report of the deaths of children in New South Wales: 2018 and 2019*.

NSW DCJ, Strategic Direction. 2020-2024.

The times of India. Curry bashing worries Indian students. 2009年5月30日記事
http://timesofindia.indiatimes.com/articleshow/4595911.cms?utm_source=contentofinterest&utm_medium=text&utm_campaign=cppst
(ウェブサイトの閲覧日は全て 2023年3月20日)

第2部

ACT Council of Social Service, Announcement of ACT Community Sector Awards 2018.

<https://www.actcoss.org.au/news-events/actcoss-news/announcement-act-community-sector-awards-2018>

Australian Childhood Foundation. <https://professionals.childhood.org.au/>

Create Foundation. <https://create.org.au/>

Create Foundation Annual Review 2019.

https://create.org.au/wp-content/uploads/2021/06/CRE3974_CREATE-Annual-Report-2019-web.pdf

Create Foundation Annual Review 2022.

<https://create.org.au/wp-content/uploads/2022/10/2022-Annual-Review-web.pdf>

Create Foundation (2020). CREATE FOUNDATION : A HISTORY 20 YEARS.

The Infants' Home. <https://theinfantshome.org.au/>

Turnell, Andrew. & Essex, Suzanne. (2006). *Working With Denied Child Abuse: The Resolutions Approach*. Open Univ Press.

増沢高 (2023). 資生堂子ども財団, 第47回 (2022年度) 資生堂児童福祉海外研修報告書, 第1章.

Mondy, Linda. & Dr Mondy, Stephen (2008). *Newpin: Courage to change together Helping families achieve generational change*. Uniting Care Burnside, Parramatta, Australia.

NSW Government (2021). Pathways of Care Longitudinal Study Evidence to Action, Note Number 7, Placement Stability: Children and Young People in Out-of-Home Care.

NSW Office of Social Investment, Newpin. Restoring children from out-of-home care to their families 2017.

<https://www.osii.nsw.gov.au/assets/office-of-social-impact-investment/Newpin-Factsheet.pdf>

NSW Office of the Advocate for Children and Young People. <https://www.acyp.nsw.gov.au/>

NSW Office of Children's Guardian. <https://ocg.nsw.gov.au/>

NSW Office of Children's Guardian YouTube

<https://www.youtube.com/watch?v=vExwN-u2Abw>

NSW GOVERNMENT, Support for care leavers in NSW makes history NSW Government.

<https://www.nsw.gov.au/media-releases/support-for-care-leavers-nsw-makes-history>

Royal Commissions. <https://www.royalcommission.gov.au/>

迫田明巳 (2014). 海外レポート オーストラリアにおける行政機関の民間資本活用について, 公営企業, p84-92.

Social Impact Bond Japan. <http://socialimpactbond.jp/sib/>

Settlement Services International. <http://www.ssi.org.au>

Service NSW. <https://www.service.nsw.gov.au/>

The Infants' Home. <https://theinfantshome.org.au/>

Uniting. <https://www.uniting.org/home>

Youth coalition of the ACT, THE ANNUAL YOGIE AWARDS.

<https://www.youthcoalition.net/yogies/>

Urbis. Newpin Evaluation Final Report 2020.

(ウェブサイトの閲覧日は全て 2023 年 3 月 20 日)

第3部 (ターネル氏紹介の書籍)

アイリーン・ムンロー (著), 増沢高 (監修, 翻訳), 小川紫保子 (翻訳) (2021). 子ども虐待保護から早期支援への転換——児童家庭ソーシャルワーカーの質的向上をめざして. 明石書店.

アンドリューターネル・スージーエセックス (著), 井上薫・井上直美 (監修), 板倉賛事 (翻訳) (2008). 児童虐待を認めない親への対応. 明石書店.

菱川愛・渡邊直・鈴木浩之 (著, 編集) (2017). 子ども虐待対応におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ実践ガイド—子どもの安全 (セーフティ) を家族とつくる道すじ. 明石書店.

Munro, Eileen. (第3版2020年・第2版2008年・初版2002年). *Effective Child Protection*. Sage.



The Australian Childhood Foundation ©

TECA | Australian Childhood Foundation



背景

子どもたちは、人間関係の中で自己意識を形成していきます。関係性が安全でない、または脅かされている場合、子どもたちの神経系は反動的になり、次第に自己調整ができなくなります。人生の初期の段階で、行動学的な観点からではなく生物学的な観点からトラウマを評価し介入することができます。癒しの資源となる人間関係の構築を阻む覚醒状態を解消することができます。

乳幼児期と幼児期は、感情の自己調整を発達させる重要な時期です。調整されていれば、子どもは外部からの情報を受け入れ、環境から学ぶことができます；調整されていないならば、子どもは心拍、呼吸、消化、その他の交感神経機能の変化といったホルモンの洪水を経験することになります。

子どもの自己調整の過程はアタッチメントの対象となる人物によって支えられます。例えば、養育者が、子どもの苦しみを和らげたり、子どもが自身の精神状態を理解（メンタライゼーションと呼ばれる）するのを助けたりして、徐々に子どもが自分で落ち着けることができるようサポートするというように、です。この共同調整は、養育者が自分自身の穏やかな状態を利用するという方法（モデリング）に、子どもを調整できている状態に戻すための戦略（このガイドで提供されるアクリビティ）をコーディングすることを組み合わせたものです。

ツールの紹介

TECAは、子どもたちや若者たちが見せているかもしれないトラウマ経験を理解するための評価プロセスです。トラウマの歴史が彼らの行動や関係性の表現にどのような影響を及ぼしているかを理解するのに役立ちます。

TECAは、トラウマへの対応の実践の中心は、安全であることと、癒しを支える強く安全で健全な関係性の促進だと考えています。

TECAは、子どもや若者のニーズに合った治療的対応を提案し、トラウマ行動やトラウマ症状を軽減し、共同調整を支援するためのツールです。

TECAとFlight（闘争）・Flight（回避）・Freeze（解離）・Fawn（過度な従順さ）を理解する

TECAとFlight・Flight・Freeze・Fawnは、子どもや若者の体が起こした行動的反応を分類するために使われています。トラウマに反応すると、わたしたちの体のストレス反応システムが活動的になり、fight、flight、freezeもしくはfawnの反応に移行します。すべてのトラウマ体験は、反応を起こすトリガーの引き金となります。子どもや若者がどのような反応に陥っているかを知ることにより、共同調整のための適切な治療的提案を行うことができますようになります。

4 つの反応の説明

- ・ Fightは、体が戦闘に臨む準備に似ています。
- ・ Flightは、体が危険から逃げ出す準備をしているように見えます。
- ・ Freezeは、体の動きを停止、中断させます。トラウマに遭遇している体を、現実にある、または感知した脅威から切り離します。
- ・ Fawnは、子どもや若者が危険や衝突を避けるために、責任者や権力者、支配者を喜ばせようとする服従や従順な行動として現れます。

The Australian Childhood Foundation ©

トラウマ行動の分類

リストアップされた行動に最も適した欄にチェックを入れてください。その子ども、若者にその行動がない場合は、空欄にするか、「全く見られない」にチェックを入れます。

強度スコアの集計には、以下のキーに記載されている数値の合計を使用します。

例：Fawnの該当する欄にチェックを入れ、3+3+0+2+1+1+0というスコアが与えられると、Fawnの強度評価が導き出されます：10

各尺度のスコア

- ・よく見られる = +3
- ・時々見られる = +2
- ・稀に見られる = +1
- ・全く見られない = 0

Fight 闘争

行動	よく見られる	時々見られる	まれに見られる	全く見られない
セクション 1: 闘争				
殴る/ひっぱたく				
叫ぶ				
脅迫的な行動をとる				
言葉で脅す				
攻撃的				
身を固くする/体をこわばらせる				
手/拳を握り締める				
所有物/家具/壁などを破壊する				
威圧的な視線/眼み				
おいつめる				
ののしる				
感情の爆発				
口ごたえをする				
闘争強度評価 =				

Fight 回避

行動	よく見られる	時々見られる	まれに見られる	全く見られない
セクション 2: 回避				
そわそわと落ち着かない				
足をばたつかせる				
キョロキョロと目が動く				
常に危険を感じている				
逃走/逃亡				
心臓がドキドキする				
高いところに逃げる				
隠れる				
ワナにかけられている感じがする				
大きな音や突然の動きに過敏				
新しい場面や変化に対応できない				
逃げる機会を探す				
回避強度評価 =				

Freeze 解離

行動	よく見られる	時々見られる	まれに見られる	全く見られない
セクション 3: 解離				
身体制御の欠如と体の動きを感じない				
離人感				
立ちすくむ				
無感覚・無感情				
動けないと感じる				
満腹/空腹かどうかわからない・過食/空腹を感じない				
痛みに対して敏感または鈍感/痛みを感じない				
温度を感じない、夏にジャンパー、冬に短パン				
ポーズとしている/空想にふけっているように見える				
仲間・人間関係からひきこもる/ひきこりを好む				
新しいことに取り組めない				
決めることが難しい				
解離強度評価 =				

The Australian Childhood Foundation ©

Fawn 過度な従順さ

行動	よく見られる	時々見られる	まれに見られる	全く見られない
セクション 4: 過度な従順さ				
「人を喜ばせる」/なだめる				
感情を識別するのが難しい				
助けを求められない				
自分のニーズを満たすことができない/自分のニーズをないがしろにする				
大人が聞きたいことを言う				
主体性のなさ				
大人や周囲が求めている通りに従う				
他人の行動に対して責任を持つ				
社会的場面でひきこもる				
自分のための決定を他者に依存する				
グループや家族のなかで自立たない存在				
トラウマにもかかわらず、回復して大丈夫と見られがち				
過度な従順さ強度評価 =				

The Australian Childhood Foundation ©

闘争-身体を安全に住まわせること	回避-現在のグラウンディング	解離-シャットダウンからの移行	過度の従順さ-自信をつけ、自分をなだめなくともよくなる
シャボン玉あらかゆる天さき、方法、形でシャボン玉を吹く。順番にそれぞれに向かって吹く。誰が一番上手にできるか確認する。	手足のクリームやワッシャーと足にクリームをつけてワッシャーをする。子どもと大人が交互に行う。	体を丸める/体を広げる床の上でグラウンディングをばししたりする。	ヨガ 力強く厳格なポーズ。例えば戦士のポーズ-力強く背筋を伸ばす。
フェザーニース フェザーやエリフを挟んで羽を吹いて、競い合う。	負荷をかけた活動 フロンテットをかけたリ手首に重りをかけたリする。	ヨガのポーズ 子どものポーズ、猫のポーズなど、子どもが大人にポーズを指示する。その逆も行う。	カラオケ-歌唱
ピンポン玉を使って大きくピンポン玉を飛ばす。息を吐き、どわだわ速くまで飛ばすか競う。	綱渡り 地面の上に綱を置いて、想像力を働かせて、綱渡りのふりをする。	動物の足跡かシャボン玉象やキリンなど大きな動物を運ぶ。	トリスアツツ
リボンやサークル リボン(スライク)に取り付けてもよい)で大中小のサークルを作る。	カインド付き瞑想 ここにいる体験を安全に楽しめるように瞑想をガイドする。森や宇宙など子どもたちが見たい世界を選び、子どもと物語を作る。	蛙とび 蛙とびレースをする。	ミラーリングダンスの動き

The Australian Childhood Foundation ©

闘争-身体を安全に住まわせること	回避-現在のグラウンディング	解離-シャットダウンからの移行	過度の従順さ-自信をつけ、自分をなだめなくともよくなる
リズミカルなバンド リズミカルな曲を演奏してリズミカルな曲を演奏して子どもと大人が交互に合わせて、揺れたり、動いたりする。	座って体をひねる 互いに向かい合って座った状態で、できるだけ左右に体をひねる。	スキップや踵跳びを回数をおぼえながら繰り返す、何もかも忘れて夢中になるまで繰り返す。	ホーキー-ポーカーダンス 1日を振り取り、達成できたことや反省できたことと1日1枚、メダルが授けられる。そのメダルの意義を話し合ってもよい。
ボブインソック ボブインソックを着用し、その中でストレッツや動きを行う。身体を開いたり、小さく丸めたりする。 <small>(編集者注)世界の訓練マウスを乗せてスライクのカラダをIMANITYより</small>	後ろ向きに歩く 目標を決めて、指定された場所まで後ろ向きに歩幅を小さくしたり大きくしたりする。	ピートに合わせて拍手 子どもまたは大人がピートをつくり、片方がそれに合わせて拍手する。	1日のメダルゲーム 1日を振り取り、達成できたことや反省できたことと1日1枚、メダルが授けられる。そのメダルの意義を話し合ってもよい。
フラッシュミラーリング フラッシュミラーリングになった気持ちで、自分の気持ちを照らし合わせる。赤のフラッシュ、緑のフラッシュ、どんな気持ちか?	吹 吹き戻し、カズー(編集者注:楽器の一種)で簡単な一節ずつ曲を作り、楽しみを共有する。	食への物の匂いと食感 好きな食への物の匂いと食感について話し合う。	強制選択ゲーム 似てはいるが違ふもの同士から選んで、コーラ/フランク/ココア/バナナ/バナナ/バナナなど
	トロツとしたドラムをスローで飲む おいしいスローをスローで作って、一緒にスローで飲む。	ハツタの中身探し 感覚と触覚のフリンゼント袋。目隠しをしながら匂いと触覚を探る。	指人形

The Australian Childhood Foundation ©

闘争-身体を安全に住まわせること	回避-現在のグラウンディング	解離-シャットダウンからの移行	過度の従順さ-自信をつけ、自分をなだめなくともよくする
マテイングボール投げ重さのあるボールを投げ合う。その際、速く、運く、高く、低くなど、バリエーションを変えらる。	ろうそくの吹き消し、ろうそくに火をつけて吹き消す。1つずつ消したり、全部を消したり、と繰り返す。	環境に意識を向けることについて話す。？何が聞かえらる？何が感じる？どんな味かする？何に触れる？	登る効力感を得るゲームはしごや遊具、公園用具を使用した、登ったリバーラフスをとるなどを通して、自己効力感を獲得する方法を見つかる。
5回の素早い呼吸と一緒に5回素早く息を吸って吐いてをくり返し、休む。	風船カムチューブカムのような腫み膨らみのある食べ物や物を噛む。	ライオンの呼吸-深く息を出して吸える。大きく息を吸い込み、大きな吠え声と共に息を吐く。	感情のミラーリングお互いを見ながら、相手の表情を鏡のように真似する。
ビーズグラウンディング交代で安全なビーズグラウンディングに倒れ込む。子どもが倒れ込む直前に、大人がかつかまえたりもする。	風船を膨らませる風船をいっくら大きな大きさに膨らませ、結ばずに飛ばすことを繰り返す。	温かい/冷たい温度ゲーム。冷パルクを持ってながら持っているものと同じ温度の環境やものについて話す。	献立の計画一緒に座ってその週の献立を計画する。他人の好みも考慮する。
チチチチがし	パットを抱っこぬいぐるみを抱っこする。なければその代わりに遊ぶ。	枕投げ楽しく枕投げをする。	親の仕事、子どもの仕事リスト子どもがする仕事と大人がすべき仕事のリストを作る。
カーデニング様々な植物を植える。耕し、種をまき、草抜きをし、栽培する。	トレットバレーゲームトレットバレーゲームをお互いをミイラのように包み、そこから抜け出す。	トランプゲーム様々な高さや強さのトランプゲームを遊ぶ。	ミラーミー、ミラーミー一緒に合った相手の前に鏡を掲げ、感情を表す表情を作る。相手はその表情のマネをする。

The Australian Childhood Foundation ©

闘争-身体を安全に住まわせること	回避-現在のグラウンディング	解離-シャットダウンからの移行	過度の従順さ-自信をつけ、自分をなだめなくともよくする
ボート漕ぎ向かい合って座り、互いの手を握る。音からの遊び歌を歌い、曲に合わせ、体を動かす。	手押し車”手押し車を押す”ように大人が子どもの足を持ち、子どもは手を使って歩き回る。	ゆらゆらハンモック子どもが入ったハンモックを優しく揺らす。二人の大人が両側に立ち、ハンモックのように子どもを支えてゆらゆらさせてもよい。	私の宝箱クオのお気に入りのもの、雑誌の切り抜きや貝殻、シンプール、アイコンなどを入れてられる宝箱を作る。
揺れながら砂時計を見る砂が落ち終わるまでに、左右に何回ゆらゆらできるか。	懐中電灯とホットライ、何かをあてっこする。	毛布でぐるむ体に少し圧を感じるように子どもを毛布にくくる。	ヒーローと私強いヒーローの特徴をリストにしたり、コラージュを作ったりする。
サイモンさんか言いましたゲーム車中や訪問の行き帰りなどにも遊ぶ。 <small>(編集者注: サイモンさんの指示に従って、顔を揺るなどの動作をするゲーム。ただし、サイモンさんが無ければ、指示に従ってはいけません。)</small>	自然の音のCDをヘッドフォンで聞く	ふわふわ絨毯の上に寝転がる/スノーエッジエル <small>(編集者注: カンパウ、14/4/20)</small>	「私は10の詩」子どもや言葉でできる大人の全ての強みや長所を詩にする。各行は「私は」で始める。
髪をグラウンディングする速でやり直しなど、梳かし方を工夫する。	バランスボール乗り大きなバランスボールに乗って前後左右に揺れてバランスをとる。	椅子に座って回るオナイスエグを使い、安全に回ります。	ロールプレイ肯定的なロールモデルを与えてドラマのシナリオを作る。

The Australian Childhood Foundation ©

闘争-身体を安全に住まわせること	回避-現在のクラウンティンダ	避難-シャットダウンからの移行	過度の従順さ-自信をつけ、自分をためなぐてもよくなる
ベットのまづぐるい ペットを洗って、クローンをかける。	スライム/粘土/水遊び	砂粘土でお城を作る	料理や作品を手作りする ストレンボーム、粘土、バス作りなど。

全てのクラウンティンダは、安全な関係性があり、活動の目的とやり方を知っている大人と一緒に行うことが想定されています。これらのクラウンティンダは、ミーリングや誰かの役に立つこと、反応が返ってくることで、便しさを経験することで、つながりや調和を感じ、子どもは統制された状態に戻ることができます。それによって、言葉を使って子どもとニーズや恐れについて話し合うことも可能となります。

執筆者一覧

研究代表者

増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)

共同研究者

田中 恵子 (子どもの虹情報研修センター)

2022年（令和4年）度研究報告書
オーストラリアの児童福祉制度視察報告書

2024年（令和6年）3月31日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
（虐待・思春期問題情報研修センター）
編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町 983 番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <https://www.crc-japan.net>
編集 研究代表者 増沢 高
共同研究者 田中 恵子
印刷 コトブキ印刷工業株式会社
TEL. 045-324-7201